

特 定 教 育 ・ 保 育 施 設

(新制度幼稚園・幼稚園型認定こども園)

指導検査基準(令和7年5月29日適用)

葛飾区 子育て支援部 子育て施設支援課

指導検査基準中の「評価区分」

評価区分	指 導 形 態	
C	文書指摘	幼稚園・幼稚園型認定こども園の基準に関する法令及び通達等に違反する場合(軽微な違反の場合を除く。)は、原則として、「文書指摘」とする。 ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。
B	口頭指導	幼稚園・幼稚園型認定こども園の基準に関する法令及び通達等以外の法令又は通達に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。 ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。 なお、幼稚園・幼稚園型認定こども園の基準に関する法令及び通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、「口頭指導」とすることができる。
A	助言指導	法令及び通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行うことができる。

運 営 管 理 編

[凡 例]

※ 以下の関係法令、通知を略称して次のように表記する。

No.	関 係 法 令 ・ 通 知	略 称
1	「学校教育法」 （昭和22年法律第26号）	学校教育法
2	「学校教育法施行令」 （昭和28年政令第340号）	学校教育法施行令
3	「私立学校法施行細則」 （昭和25年文部省令第12号）	私立学校法施行細則
4	「個人情報の保護に関する法律」 （平成15年法律第57号）	個人情報保護法
5	「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」 （平成28年個人情報保護委員会告示第6号）	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）
6	「学校教育法施行規則」 （昭和22年文部省令第11号）	学校教育法施行規則
7	「労働基準法」 （昭和22年法律第49号）	労働基準法
8	「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」 （平成5年法律第76号）	パートタイム・有期雇用労働法
9	「事業主が講ずべき短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する措置等についての指針」 （平成19年10月1日厚生労働省告示第326号）	厚労省告示第326号通知
10	「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」 （昭和46年法律第68号）	高齢者等の雇用の安定等に関する法律
11	「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」 （平成3年法律第76号）	育児・介護休業法
12	「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」 （平成3年労働省令第25号）	育児・介護休業法施行規則
13	「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の施行について」 （令和7年1月20日職発0120第2号・雇均発0120第1号通知）	雇均発0120第1号通知
14	「育児休業制度の労働基準法上の取り扱いについて」 （平成3年2月28日基発第712号）	基発第712号通知

No.	関 係 法 令 ・ 通 知	略 称
15	「労働基準法施行規則」（昭和22年厚生省令第23号）	労働基準法施行規則
16	「学校保健安全法」（昭和33年法律第56号）	学校保健安全法
17	「幼稚園設置基準」（昭和31年文部省令第32号）	幼稚園設置基準
18	「労働安全衛生法」（昭和47年法律第57号）	労働安全衛生法
19	「労働安全衛生規則」（昭和47年労働省令第32号）	労働安全衛生規則
20	「葛飾区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」（平成26年条例第22号）	区特定子条例
21	「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号）	府令
22	「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（昭和47年法律第113号）	男女雇用機会均等法
23	「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則」（昭和61年労働省令第2号）	男女雇用機会均等法施行規則
24	「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」（平成18年厚生労働省告示第615号）	厚労省告示第615号
25	「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」（昭和41年法律第132号）	労働施策総合推進法
26	「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」（令和2年厚生労働省告示第5号）	厚労省告示第5号
27	「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則」（平成5年労働省令第34号）	パートタイム・有期雇用労働法施行規則
28	「健康保険法」（大正11年法律第70号）	健康保険法
29	「厚生年金保険法」（昭和29年法律第115号）	厚生年金保険法

No.	関 係 法 令 ・ 通 知	略 称
30	「雇用保険法」（昭和49年法律第116号）	雇用保険法
31	「雇用保険法施行規則」（昭和50年法律第3号）	雇用保険法施行規則
32	「労働者災害補償保険法」（昭和22年法律第50号）	労働者災害補償保険法
33	「私立学校教職員共済法」（昭和28年法律第245号）	私立学校教職員共済法
34	「労働安全衛生法施行令」（昭和47年政令第318号）	労働安全衛生法施行令
35	「学校保健安全法施行規則」（昭和33年文部省令第18号）	学校保健安全法施行規則
36	「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律の施行について」（平成31年1月30日基発0130第1号）	基発0130第1号通知
37	「学校環境衛生基準」（平成21年文部科学省告示第60号）	学校環境衛生基準
38	「水道法」（昭和32年法律第177号）	水道法
39	「水道法施行令」（昭和32年政令第336号）	水道法施行令
40	「水道法施行規則」（昭和32年厚生労働省令第45号）	水道法施行規則
41	「浄化槽法」（昭和58年法律第43号）	浄化槽法
42	「消防法」（昭和23年法律第186号）	消防法
43	「消防法施行令」（昭和36年政令第37号）	消防法施行令
44	「消防法施行規則」（昭和36年自治省令第6号）	消防法施行規則
45	「東京都震災対策条例」（平成12年東京都条例第202号）	震災対策条例

No.	関 係 法 令 ・ 通 知	略 称
46	「東京都帰宅困難者対策条例」（平成24年東京都条例第17号）	帰宅困難者対策条例
47	「東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示」（平成13年消防庁告示第2号）	消防庁告示第2号
48	「水防法」（昭和24年法律第193号）	水防法
49	「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号）	土砂災害防止法
50	「火災予防条例」（昭和37年東京都条例第65号）	火災予防条例
51	「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件」（平成16年消防庁告示第9号）	消防庁告示第9号
52	「道路交通安全法」（昭和35年法律第105号）	道路交通安全法
53	「道路交通安全法施行規則」（昭和35年総理府令第60号）	道路交通安全法施行規則
54	「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）	支援法
55	「子ども・子育て支援法施行規則」（平成26年内閣府令第44号）	支援法施行規則
56	「葛飾区子ども・子育て支援法施行細則」（平成27年規則第9号）	葛飾区子ども・子育て支援法施行細則
57	「児童虐待の防止等に関する法律」（平成12年法律第82号）	児童虐待防止法
58	「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針について」（令和5年3月27日子発0327第5号）	子発0327第5号通知
59	「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（令和3年法律第57号）	教育職員等による児童生徒性暴力等の防止法
60	「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の一部の施行について」（令和5年4文科教第1806号）	4文科教第1806号通知
61	「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）	児童福祉法

目 次

1 認可変更	
（1）認可事由の変更等	1
2 運営及び組織	
（1）個人情報保護	1
（2）園日誌	1
（3）園則	1
3 就業規則等の整備	
（1）就業規則	2
（2）給与規程	3
（3）育児休業規程等	3
（4）旅費	7
（5）労使協定等	7
（6）周知等の措置	8
4 編制	
（1）職員配置	8
（2）職員関連帳簿の整備	8
5 勤務状況	
（1）勤務体制	9
（2）均等な待遇の確保	9
（3）職場におけるハラスメントの防止	9
（4）採用	10
（5）社会保険	11
6 健康管理	
（1）安全衛生管理体制	11
（2）職員健康診断	11
7 園長の責務等	
（1）職員会議	12
8 施設及び設備等	
（1）施設及び設備等の状況	12
（2）環境衛生	13
9 災害対策の状況	
（1）管理体制（防火管理者）	13
（2）消防計画等	14

（3）防災訓練等	14
（4）防火対策	15
（5）保安設備	15
（6）消防署の立入検査	15
（7）安全対策	16

特定教育・保育施設としての基準

1 確認の変更、変更の届出等	17
2 基本原則（運営）	17
3 利用定員に関する基準	17
4 運営に関する基準	
（1）内容及び手続の説明及び同意	18
（2）利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等	18
（3）定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考	18
（4）区が行うあっせんへの協力	18
（5）受給資格等の確認	18
（6）評価（自己評価、保護者評価、関係者評価、第三者評価）	18
（7）教育・保育給付認定保護者に関する区への通知	19
（8）特定教育・保育施設の運営規程	19
（9）勤務体制の確保等	19
（10）定員の遵守等	19
（11）重要事項の掲示	20
（12）秘密保持	20
（13）情報の提供等	20
（14）利益供与等の禁止	20
（15）苦情解決	20
（16）地域との連携等	21
（17）電磁的記録等	21

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
1 認可変更 (1) 認可事由の変更等	幼稚園の設置者は、以下の事由があるときは、その旨を届け出なければならない。 ① 目的、名称、位置又は学則を変更しようとするとき ② 経費の見積り及び維持方法を変更しようとするとき ③ 分園を設置し、又は廃止しようとするとき ④ 校地、校舎その他直接保育若しくは教育の用に供する土地及び建物に関する権利を取得し、若しくは処分しようとするとき、又は用途の変更、改築等によりこれらの土地及び建物の現状に重要な変更を加えようとするとき ⑤ 1か月以上授業を停止しようとするとき ⑥ 園長を定めたとき又は解職したとき ⑦ 教職員を採用したとき又は解職したとき	1 変更等について届け出ているか。	(1) 学校教育法第4条、第10条 (2) 学校教育法施行令第27条の2 (3) 私立学校法施行細則第2条、第3条	(1) 変更等について届け出ていない。	C
2 運営及び組織 (1) 個人情報保護	園が事業を行うに当たって個人情報を取り扱う場合、個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利利益の侵害を防止するため、必要な措置を講ずる必要がある。保有する個人情報について、次のように取り扱うこと。 ① 利用目的をできる限り特定すること。 ② 個人情報を取得した場合、速やかに本人に利用目的を通知又は公表すること。 ③ 個人情報を適正に取得し、またその内容を正確に保つこと。 ④ 個人情報漏えいの防止及び漏えい時の報告連絡体制等、安全管理措置を講じること。 ⑤ 法令に基づく場合等を除き、個人情報を第三者に提供する際はあらかじめ本人の同意を得ること。 ⑥ 例外規定に該当する場合を除き、本人から個人情報の開示を求められた場合は開示すること。	1 個人情報保護に関して、法律等に基づいて適切な措置を講じているか。	(1) 個人情報保護法第16条～第33条 (2) 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）	(1) 個人情報保護のために適切な措置を講じていない。 (2) 個人情報保護に関して、必要な措置が不十分である。	C B
(2) 園日誌	園は、園の運営状況を的確に把握するため、園日誌（業務日誌）を備え、5年保存しなければならない。 <記載事項（例）> 職員の出勤状況、園児の出欠状況、園行事、会議、出張、来訪者等	1 園日誌を作成しているか。	(1) 学校教育法施行規則第28条第1項	(1) 園日誌を作成していない。 (2) 園日誌の記録が不十分である。 (3) 園日誌を保管していない。	C B B
(3) 園則	園は、幼稚園を運営するにあたり、次に掲げる事項を園則として定めておかなければならない。園則を運営規程と兼ねている施設は、運営規程に以下の項目が含まれていることが必要である。 (1) 修業年限、学年、学期及び授業を行わない日に関する事項 (2) 部科及び課程の組織に関する事項 (3) 教育課程及び授業日時数に関する事項 (4) 学習の評価及び課程修了の認定に関する事項 (5) 収容定員及び職員組織に関する事項 (6) 入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項 (7) 授業料、入学科その他の費用徴収に関する事項 (8) 賞罰に関する事項 (9) 寄宿舎に関する事項	1 園則を適切に定めているか。	(1) 学校教育法施行規則第3条、第4条	(1) 園則を作成していない。 (2) 園則の内容が不適正である。	C B

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
3 就業規則等の整備 (1) 就業規則	1 就業規則は当該施設職員の労働条件を具体的に定めたものであり、職員の給与とともに、職員処遇の中心をなすものである。施設の円滑かつ適正な運営を期す上からも、これらを踏まえた職員処遇が適正に行われていることが必要である。本規則は労働基準法等労働関係法令と密接な関係を有し、規則の内容や適用の是非については、高度に専門的知識、経緯及び判断が要求される場合がある。 従って検査に当たっては、必要な事項が定められていること、内容の適否、作成に当たっての適正な手続の履行、職員への適正な周知等を調べることとなるが、高度に専門的な事項については、労働基準監督署等の監督機関の指導を受けるよう助言する。	1 (職員10人以上の事業所において) 就業規則を整備しているか。	(1) 労働基準法第32条～第41条、第89条、第90条、第106条	(1) 就業規則を作成していない。	B
	2 非常勤職員等の短時間労働者についても、労働基準法、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）等の法令を遵守する必要がある、当該職員に適用される就業規則が必要である。	1 (就業規則において非常勤職員に関する事項を定めていない場合) 非常勤職員就業規則を整備しているか。	(1) パートタイム・有期雇用労働法第7条 (2) 厚労省告示第326号通知	(1) 非常勤職員就業規則を作成していない。	B
	3 職員10人以上の園は就業規則の作成と労働基準監督署への届出が義務づけられており、変更届についても同様である。10人未満の施設については、法的な義務付けはないが、労働条件の明示の観点から作成を助言する。	1 就業規則を労働基準監督署に届け出ているか。	(1) 労働基準法第89条	(1) 労働基準監督署に届け出していない。	B
	4 就業規則に記載すべき事項 (1) 絶対的必要記載事項（就業規則に必ず記載しなければならない事項） ① 労働時間に関する事項…始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇（産休、育児休業、介護休業、子の看護休暇を含む。）並びに交替制の場合は就業時転換 ② 賃金に関する事項…賃金の決定、計算、支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給 ③ 退職に関する事項…退職の条件及び方法並びに解雇の条件及び方法（高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年5月25日法律第68号）が一部改正（平成24年9月5日法律第78号）され、65歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入等が義務化された。） (2) 相対的必要記載事項（当該事業所に適用されるべき一定の「定めをする場合」には、就業規則に必ず記載しなければならない事項） ① 退職手当に関する事項…適用される労働者の範囲、手当の決定、計算及び支払の方法並びに手当の支払時期 ② 臨時の賃金及び最低賃金額に関する事項 ③ 労働者に負担させる食費、作業用品その他に関する事項 ④ 安全及び衛生に関する事項 ⑤ 職業訓練に関する事項 ⑥ 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項 ⑦ 表彰及び制裁に関する事項…種類及び程度 ⑧ 上記以外の当該事業所の労働者のすべてに適用される事項	1 就業規則の内容は適正か。また、就業規則の内容と現状に差異はないか。 ・有給休暇の付与日数や取得に関する管理は適切か。 ・勤務時間及び休憩時間は法定時間を遵守しているか。 ・65歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入等を定めているか。	(1) 労働基準法第32条～41条、第89条 (2) 高齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条	(1) 必要記載事項を規定していない。 (2) 就業規則と現状に差異がある。 (3) 就業規則の内容が不適正である。	B B B

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 給与規程	1 給与規程は、就業規則の一部であり、作成、改正、届出等についても就業規則と一体のものであるが、職員の給与が職員の処遇上極めて重要であることから適正に整備されていることが必須である。 2 職員の給与の支給については、労働基準法（差別的扱いの禁止、男女同一、賃金支払い方法、非常時払い、時間外勤務手当等）及び最低賃金法で定める事項の外は、当該法人における労働契約、就業規則、労働協約が尊重される。 3 給与及び諸手当の支給基準が明確であり、また、基準に従って支給すること。	1 給与規程を整備し、労働基準監督署に届け出ているか。 1 給与規程の内容は適正か。また、規程と実態に差異はないか。 1 給与及び諸手当等の支給基準が明確になっているか。	(1) 労働基準法第3条、第4条、第24条、第28条、第32～41条、第89条 (1) 労働基準法第15条、第89条	(1) 給与規程を整備していない。 (2) 労働基準監督署に届け出していない。 (1) 給与規程の内容が不適正である。 (2) 給与規程と実態に差異がある。 (1) 給与及び諸手当の支給基準が明確でない。	B B B B B
(3) 育児休業規程等	1 育児休業 (1) 育児休業とは、1歳（一定の条件下で2歳）に満たない子を養育する労働者が休業を申し出ることにより労働契約関係が存続したまま労働者の労務提供義務が消滅することをいう。 ただし、次の労働者について育児休業をすることができないとの労使協定がある場合は事業主は申出を拒むことができる。 ・雇用された期間が1年に満たない場合 ・申出の日から1年以内（1歳6か月及び2歳まで育児休業する場合には6か月以内）に雇用関係が終了することが明らかな場合 ・1週間の所定労働日数が2日以下の場合 ※両親ともに育児休業を取得する場合は、子が1歳2か月に達するまで1年間以内の休業が可能。 育児休業は就業規則の記載事項である「休暇」に含まれることから、就業規則において次の事項を定め、労働基準監督署に届け出る必要がある。 ・育児休業の対象となる労働者の範囲等の付与要件 ・育児休業の取得に必要な手続 ・育児休業期間 ※出生時育児休業（産後パパ育休） 養育する子について、休業を申し出ることにより、子の出生後、8週間以内に4週間以内の期間を定めてする休業。 ただし、次の労働者について育児休業をすることができないとの労使協定がある場合は事業主は申出を拒むことができる。 ・申出があった日から8週間以内に雇用関係が終了することが明らかな場合 ・1週間の所定労働日数が2日以下の場合 (2) 雇用環境の整備及び雇用管理等に関する措置 事業主は、育児休業申出等が円滑に行われるようにするため、次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。 ① その雇用する労働者に対する育児休業に係る研修の実施 ② 育児休業に関する相談体制の整備 ③ その他厚生労働省令で定める育児休業に係る雇用環境の整備に関する措置	1 （就業規則において育児休業に関する事項を定めていない場合）育児休業に関する規程を整備し、労働基準監督署に届け出ているか。 2 雇用環境の整備及び雇用管理等に関する措置をしているか。	(1) 育児・介護休業法第5条～第10条、第16条の8、第17条、第19条、第21条、第23条、第24条 (2) 育児・介護休業法施行規則第8条 (3) 雇均発0120第1号通知 (1) 育児・介護休業法第22条 (2) 育児・介護休業法施行規則第71条の2	(1) 育児休業に関する規程を整備していない。 (2) 育児休業に関する規程の内容に不備がある。 (3) 労働基準監督署に届け出していない。 (1) 育児休業に関する研修等の措置がされていない。	B B B B B

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(3) 育児休業規程等	(3) 妊娠又は出産等についての申出があった場合は、育児休業に関する制度その他の厚生労働省令で定める事項を知らせるとともに意向確認のための面談等の措置を講じなければならない。 《周知事項》 ① 育児休業・産後パパ育休に関する制度 ② 育児休業・産後パパ育休の申し出先 ③ 育児休業給付に関すること ④ 労働者が育児休業・産後パパ育休期間について負担すべき社会保険料の取り扱い 《周知・意向確認の方法》 ①面談②書面交付③FAX④電子メール等のいずれか また、育児休業期間中の待遇、休業後の賃金、配置その他の労働条件に関する事項をあらかじめ定めるとともに、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。 加えて、その雇用する労働者のうち、その小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に対して、労働者の申出に基づく育児に関する目的のために利用することができる休暇を与えるための措置を講じなければならない。	3 育児休業及び勤務時間の短縮等の措置を職員に周知しているか。	(1) 育児・介護休業法第21条第1項、第2項 (2) 育児・介護休業法施行規則第69条の3、第69条の4	(1) 育児休業及び勤務時間の短縮等の措置を職員に周知していない。又は不十分である。	B
	2 介護休業 (1) 介護休業とは、要介護状態にある対象家族を介護する労働者が休業を申し出ることにより労働契約関係が存続したまま労働者の労務提供義務が消滅することをいう。対象家族1人につき通算93日まで3回を上限として分割して取得することができる。 ただし、次の労働者について介護休業をすることができないとの労使協定がある場合は事業主は申出を拒むことができる。 ・雇用された期間が1年に満たない場合 ・申出の日から93日以内に雇用関係が終了することが明らかな従業員 ・1週間の所定労働時間が2日以下の従業員 ・その他合理的理由がある場合 介護休業は就業規則の記載事項である「休暇」に含まれることから、就業規則において次の事項を定め、労働基準監督署に届け出る必要がある。 ・介護休業の対象となる労働者の範囲等の付与要件 ・介護休業の取得に必要な手続 ・介護休業期間 また、介護休業期間中の待遇、休業後の賃金、配置その他の労働条件に関する事項をあらかじめ定めるとともに、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。	1 (就業規則において介護休業に関する事項を定めていない場合) 介護休業に関する規程を整備し、労働基準監督署に届け出ているか。	(1) 労働基準法第89条、第90条 (2) 育児・介護休業法第11条～第16条、第18条、第20条、第23条 (3) 雇均発0120第1号通知	(1) 介護休業に関する規程を整備していない。 (2) 介護休業に関する規程の内容に不備がある。 (3) 労働基準監督署に届け出していない。	B B B

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(3) 育児休業規程等	(2) 雇用環境の整備及び雇用管理等に関する措置 事業主は、介護休業及び介護両立支援制度等の申出が円滑に行われるようにするため、次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。 ① その雇用する労働者に対する介護休業に係る研修の実施 ② 介護休業に関する相談体制の整備 ③ その他厚生労働省令で定める介護休業に係る雇用環境の整備に関する措置 (3) 対象家族が当該労働者の介護を必要とする状況に至ったことの申出があった場合は、介護休業に関する制度、仕事と介護との両立に資するものとして厚生労働省令で定める事項を知らせるとともに意向確認のための面談等の措置を講じなければならない。 《周知事項》 ① 介護休業及び介護両立支援制度等に関する制度 ② 介護休業及び介護両立支援制度等の申出先 ③ 介護休業給付金に関すること 《周知・意向確認の方法》 ①面談②書面交付③FAX④電子メール等のいずれか (4) 事業主は、労働者が介護に直面する前の早い段階で、労働者の理解と関心を深めるために、介護休業及び介護両立支援制度等その他の厚生労働省で定める事項を当該労働者に対して、知らせなければならない。 《周知期間》 ① 労働者が40歳に達する日（誕生日前日）の属する年度（1年間） ② 労働者が40歳に達する日の翌日（誕生日）から1年間のいずれか 《周知事項》 ① 介護休業及び介護両立支援制度等に関する制度 ② 介護休業及び介護両立支援制度等の申出先 ③ 介護休業給付金に関すること 《周知・意向確認の方法》 ①面談②書面交付③FAX④電子メール等のいずれか	2 雇用環境の整備及び雇用管理等に関する措置をしているか。 3 介護休業及び介護両立支援制度等の措置を講じているか。 4 介護に直面する早い段階で、介護休業及び介護両立支援制度等の措置を職員に周知をしているか。	(1) 育児・介護休業法第22条 (2) 育児・介護休業法施行規則第71条の2～第71条の4 (1) 育児・介護休業法第21条第2項 (2) 育児・介護休業法施行規則第69条の6～第69条の9 (1) 育児・介護休業法第21条第3項 (2) 育児・介護休業法施行規則第69条の10～第69条の12	(1) 介護休業及び介護両立支援制度等に関する研修等の措置がされていない。 (1) 介護休業及び介護両立支援制度等に関する勤務時間の短縮等の措置を講じていない。又は不十分である。 (1) 介護に直面する早い段階で、介護休業及び介護両立支援制度等の措置を職員に周知していない。又は不十分である。	B B B

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(3) 育児休業規程等	3 労働時間の制限等 (1) 勤務時間の短縮等の措置 ① 小学校就学の始期に達する子を養育する労働者であって育児休業をしていないものについては、事業主は、労働者が就業しつつ子を養育することを容易にするため、労働者の申出に基づき、1日の所定労働時間を6時間とする短時間勤務制度が義務付けられる。 なお、労使協定により適用除外とした場合、以下のいずれかの措置を講じなければならない。 ・育児休業の制度に準ずる措置 ・フレックスタイム制 ・始業・終業時間の繰り上げ、繰り下げ ・託児施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与 ② 要介護状態にある対象家族を介護する労働者については、事業主は、労働者が就業しつつ要介護状態にある対象家族を介護することを容易にするため、次のいずれかの方法を講じる必要がある。介護休業とは別に利用開始から3年の間で2回以上の利用が可能。 ・短時間勤務制度 ・フレックスタイム制 ・始業・終業時間の繰り上げ、繰り下げ ・介護サービスを利用する場合の費用の助成その他これに準ずる制度 (2) 時間外労働の制限 小学校就学前の子を養育する者から、当該子を養育するために請求があったとき又は要介護状態にある対象家族を介護する労働者から、当該対象家族を介護するために請求があったときは、制限時間を超えて労働時間を延長してはならない。 ただし、事業の正常な運営を妨げる場合は、この限りでない。（制限時間1月24時間、1年150時間） (3) 深夜労働の制限 小学校就学前の子を養育する者から、当該子を養育するために請求したとき又は要介護状態にある対象家族を介護する労働者から、当該対象家族を介護するために請求があったときは、午後10時から午前5時までの間において労働させてはならない。 ただし、事業の正常な運営を妨げる場合は、この限りでない。 4 子の看護等休暇 小学校第3学年修了前の子を養育する労働者は、申し出ることにより、病気・けがをした子の看護のほか予防接種、健康診断を受けさせるため、又は感染症に伴う学級閉鎖等や入園（入学）式、卒園式のために、1人であれば年5日、2人以上であれば年10日休暇取得できる。子の看護等休暇は1日単位又は時間単位で取得できる。	1 育児・介護休業及び勤務時間の短縮等の措置を適切に講じているか。 2 時間外労働の制限について、適切に実施しているか。 3 深夜労働の制限について、適切に実施しているか。 1 子の看護等休暇制度について、適切に実施しているか。	(1) 育児・介護休業法第16条の8～第20条の2、第23条～第24条 (1) 育児・介護休業法第17条第1項 (1) 育児・介護休業法第19条第1項 (1) 育児・介護休業法第16条の2～第16条の4	(1) 育児・介護休業及び勤務時間の短縮等の措置を講じていない。 (2) 法に定める所定外労働時間の免除を行っていない。 (1) 時間外労働の制限について、適切に実施していない。 (1) 深夜労働の制限について、適切に実施していない。 (1) 子の看護等休暇制度について、適切に実施していない。	B B B B

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(3) 育児休業規程等	5 介護休暇 要介護状態にある対象家族の介護を行う労働者は、事業主に申し出ることにより、要介護状態にある対象家族が1人であれば年5日まで、2人以上であれば年10日まで、介護のために休暇を取得することができる。介護休暇は1日単位又は時間単位で取得できる。	1 介護休暇制度について、適切に実施しているか。	(1) 育児・介護休業法第16条の5～第16条の7	(1) 介護休暇制度について、適切に実施していない。	B
	6 労働者の配置に関する配慮 事業主は、労働者を転勤させようとする場合には、子の養育又は家族の介護の状況に配慮しなければならない。	1 労働者の配置について、配慮しているか。	(1) 育児・介護休業法第26条	(1) 労働者の配置について、配慮していない。	B
(4) 旅費	職員が業務又は研修のため出張する場合は、その旅費（実費及び手当）を支給するものとする。旅費、日当の支払い、宿泊費の定額払いを行う場合は根拠となる規程が必要である。	1 （実費以外を支給している場合）旅費に関する規程を整備しているか。また、規程と実態に差異はないか。	(1) 労働基準法第89条、第90条	(1) 旅費に関する規程を整備していない。 (2) 旅費に関する規程内容と実態に差異がある。	B B
(5) 労使協定等	1 36協定 時間外及び休日に労働させる場合は協定を締結する必要がある。締結に当たっては、労働者の過半数で組織する労働組合の代表者、労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と使用者との間で書面による協定を結び、労働基準監督署に届け出る必要がある。 なお、届出の様式は労働基準監督署の窓口に備えられており、有効期間は1年が一般的である。また、協定は法の適用単位である事業場ごとに締結しなければならない	1 （時間外及び休日に労働させる場合）36協定を締結し、労働基準監督署に届け出ているか。	(1) 労働基準法第36条	(1) 36協定を締結していない。 (2) 労働基準監督署に届け出ているか。 (3) 協定内容と現状に差異がある。	B B B
	2 24協定 賃金から給食費や親睦会費など、法令で定められている税金、社会保険料等以外の経費を控除する場合は、36協定と同様の手続きをもって「賃金控除協定」を締結する必要がある。	1 （賃金から法定外経費を控除する場合）24協定を適切に締結しているか。	(1) 労働基準法第24条	(1) 24協定を締結していない。 (2) 協定内容、手続が不適切である。	B B
	3 変形労働時間制等 (1) 1か月以内 1か月以内の期間を単位とする変形労働時間制を行う場合には、労使協定の締結又は就業規則その他これに準じるものによる規定をし、労働基準監督署に届け出る必要がある。 (2) 1か月超1年以内 1か月を超え1年以内の期間を単位とする変形労働時間制を行う場合には、労使協定を締結し、労働基準監督署に届け出る必要がある。 また、1年単位の変形労働時間制を採用した場合は、始業・終業、休憩時間、休日を就業規則に定め、労働基準監督署に届け出る必要がある。 (3) フレックスタイム制 3か月以内の一定の総労働時間を定め、労働者がその範囲で各日の始業及び終業の時刻を選択して働く場合には、労使協定の締結及び就業規則その他これに準じるものによる規定をし、労働基準監督署に届け出る必要がある。 なお、期間が1か月以内の場合は、労使協定については労働基準監督署への届け出を要しない。	1 （変形労働時間制を取っている場合）変形労働時間制等に関する協定を締結し、労働基準監督署に届け出ているか。	(1) 労働基準法第32条の2～第32条の4	(1) 変形労働時間制（1か月以内）に関する協定を締結せず、就業規則等にも規定していない。 (2) 変形労働時間制（1か月超1年以内）に関する協定を締結していない。 (3) フレックスタイム制に関する協定の締結及び就業規則等の規定がない。 (4) 労働基準監督署に届け出ているか。	B B B B

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
5 勤務状況 (1) 勤務体制	園における職員の労働時間や休日等の勤務体制は、労働基準法を順守すること。	1 勤務体制が労働基準法上、適正か。	(1) 労働基準法第32条～第41条	(1) 勤務体制が労働基準法上、適正でない。	B
(2) 均等な待遇の確保	1 事業主は、労働者の配置、昇進、教育訓練、福利厚生、定年、退職及び解雇等について性別を理由とする差別的取扱いをしてはならない。 2 事業主は、女性労働者が保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるようにしなければならない。 また、その指導事項を守ることができるよう必要な措置を講じなければならない。 3 事業主は、正社員と非正規社員との間で、基本給や賞与などのあらゆる待遇について、不合理な待遇差を設けてはならない。	1 性別にかかわらず均等な取扱いをしているか。 1 妊娠中及び出産後の女性労働者に対して、保健指導等の時間を確保しているか。 また、保健指導等に基づく指導事項を守れるよう、勤務の軽減等必要な措置を講じているか。 1 正社員と非正規社員との間で、基本給や賞与など、不合理な待遇差を設けていないか。	(1) 男女雇用機会均等法第6条～第9条 (1) 男女雇用機会均等法第12条、第13条 (1) パートタイム・有期雇用労働法第8条、第9条	(1) 性別による差別的取扱をしている。 (1) 保健指導等を受けるための時間を確保していない。 (2) 勤務の軽減等必要な措置を講じていない。 (1) 正社員と非正規社員との間で、不合理な待遇差を設けている。	B B B B
(3) 職場におけるハラスメントの防止	1 事業主は、女性労働者が妊娠・出産・産前産後休業の申請取得等に関する言動により就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備その他の必要な措置を講じなければならない。 2 事業主は、労働者が育児・介護休業等の利用に関する言動により就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備その他の必要な措置を講じなければならない。 3 事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない 4 事業主は、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによりその雇用する労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。	1 妊娠・出産等に関するハラスメントの防止措置を講じているか。 1 育児・介護休業等の利用に関するハラスメントの防止措置を講じているか。 1 セクシャルハラスメントの防止措置を講じているか。 1 パワーハラスメントの防止措置を講じているか。	(1) 男女雇用機会均等法第9条、第11条の3、第11条の4 (2) 男女雇用機会均等法施行規則第2条の2 (1) 育児・介護休業法第10条、第16条、第16条の4、第16条の7、第25条、第25条の2 (1) 男女雇用機会均等法第11条、第11条の2、第15条 (2) 厚労省告示第615号 (1) 労働施策総合推進法第30条の2、第30条の3 (2) 厚労省告示第5号	(1) 妊娠・出産等に関するハラスメントの防止措置を講じていない。 (1) 育児・介護休業等の利用に関するハラスメントの防止措置を講じていない。 (1) セクシャルハラスメントの防止措置を講じていない。 (1) パワーハラスメントの防止措置を講じていない。	B B B B

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(4) 採用	1 事業主は募集及び採用について、性別にかかわらず均等な機会を与えなくてはならない。	1 募集及び採用について、性別にかかわらず均等な取扱いをしているか。	(1) 男女雇用機会均等法第5条	(1) 募集及び採用について、性別にかかわらず均等な取扱いをしていない。	B
	2 事業者は労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の条件を明示しなければならない。	1 職員の採用時に職務内容、給与等の労働条件を明示しているか。	(1) 労働基準法第15条第1項 (2) 労働基準法施行規則第5条	(1) 採用時に労働条件の明示がない。 (2) 採用時に労働条件の明示が不十分である。	B B
	① 労働契約の期間に関する事項 ② 期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項(通算契約期間又は有期労働契約の更新回数に上限の定めがある場合には当該上限を含む。) ③ 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項(契約の締結又は更新時に、就業の場所及び従事すべき業務の変更の範囲を含む。) ④ 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに就業時転換に関する事項 ⑤ 賃金の決定、計算及び支払方法、賃金の締切及び支払いの時期並びに昇給に関する事項 ⑥ 退職に関する事項(解雇の事由を含む。) 上記の事項については、昇給に関する事項を除き、書面交付等の方法により明示する必要がある。	1 教育職員の任命、又は雇用の際にデータベースを活用し、適切な任命又は雇用の判断をしているか。	(1) 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止法第7条第1項 (2) 4文科教第1806号通知	(1) 教育職員の任命、又は雇用の際にデータベースを活用し、適切な任命又は雇用の判断をしていない。	C
	(幼稚園型認定こども園のみ) 4 事業主は、保育士を任命又は雇用しようとするときは、データベースを活用すること。 データベースにより、特定登録取消者に該当することが判明した場合、その情報を端緒として、採用面接等を通じて本人に経歴等より詳細な確認を行ったり、本人の同意を得た上で過去の勤務先に事実関係の確認を行うなど、十分に慎重に、適切な任命又は雇用の判断を行う必要がある。 ※特定登録取消者とは次の者のことをいう。 ①児童生徒性暴力等を行ったことにより、保育士の登録を消された者。 ②①以外の者で保育士登録を取り消された者のうち、保育士登録を受けた日以後の行為が児童生徒性暴力等に該当していたと判明した者。	1 保育士の任命、又は雇用の際にデータベースを活用し、適切な任命又は雇用の判断をしているか。	(1) 児童福祉法第18条の20の4 (2) 子発0327第5号通知	(1) 保育士の任命、又は雇用の際にデータベースを活用し、適切な任命又は雇用の判断をしていない。	C

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(4) 採用	5 非常勤職員の雇用 就業規則等の交付により雇用期間、賃金、勤務時間、職務内容等が明確であること。労働の実態が就業規則等と異なる場合には、労働条件に関する事項を文書で明らかにする必要がある。 ※パートタイム・有期雇用労働法上の明示事項 昇給の有無、退職手当の有無、賞与の有無、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口 無期転換申込権が発生する契約の更新時においては、無期転換を申し込むことができる旨、及び無期転換後の労働条件の明示が必要である。 なお、非常勤職員の雇用に当たっては、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律や雇用保険法等の労働関係法規を遵守し、不安定な雇用形態や低処遇の教育・保育教諭が生じることのないように留意すること。	1 非常勤職員の採用時に、雇入通知書（雇用契約書）等の文書を交付し、必要な労働条件を明示しているか。	(1) 労働基準法第15条第1項 (2) 労働基準法施行規則第5条 (3) パートタイム・有期雇用労働法第6条 (4) パートタイム・有期雇用労働法施行規則第2条	(1) 非常勤職員に労働条件の明示がない。 (2) 非常勤職員に労働条件の明示が不十分である。	B B
(5) 社会保険	職員5人以上を使用する事業所は、健康保険及び厚生年金保険について、職員1人以上を使用する事業所は、雇用保険及び労働者災害補償保険について、それぞれ加入の義務がある。 なお、私立学校教職員等、その他の共済制度の加入対象である場合は、関係法令の規定によること。	1 社会保険への加入は適正か。	(1) 健康保険法第3条、第48条 (2) 厚生年金保険法第6条～第12条、第27条 (3) 雇用保険法第5条～第7条 (4) 雇用保険法施行規則第4条 (5) 労働者災害補償保険法第3条 (6) 私立学校教職員共済法	(1) いずれかの保険に未加入である。 (2) いずれかの保険に未加入者がいる。	B B
6 健康管理 (1) 安全衛生管理体制	労働者の健康の確保は、事業の円滑な遂行に不可欠な条件であり、法の定めにより定期的に健康診断を実施するとともに、労働者の安全又は衛生のための教育等が必要である。 常時使用する労働者が50人以上の施設においては、衛生管理者及び産業医を選任し、労働基準監督署に届け出ること。ただし、園医を産業医として専任した場合は、産業医の届出は不要。 また衛生委員会を設け、法定の事項を調査審議し、事業者に対し意見を述べさせること。（月1回以上） 常時使用する労働者が10人以上50人未満の施設においては、衛生推進者を選任し、衛生管理者に準じた職務を行わせること。また、衛生に関する事項について関係労働者の意見を聴くための機会を設けること。	1 （職員が常時50人以上の施設において）衛生管理者及び産業医を選任し、届け出ているか。 2 （職員が常時50人以上の施設において）衛生委員会を設置しているか。 3 （職員が常時10人以上50人未満の施設において）衛生推進者を選任しているか。	(1) 労働安全衛生法第12条、第13条 (2) 労働安全衛生法施行令第4条、第5条 (3) 労働安全衛生規則第7条、第13条	(1) 衛生管理者及び産業医を選任していない。 (2) 衛生管理者及び産業医の届け出をしていない。 (1) 衛生委員会を設置していない。 (1) 衛生推進者を選任していない。 (2) 衛生推進者を職員に周知していない。	B B B B B
(2) 職員健康診断	1 常時使用する労働者を雇い入れる時は、健康診断を行わなければならない。（雇入時健康診断） 定期健康診断は1年以内ごとに1回（夜間業務に従事する職員の場合には6か月以内ごとに1回）、必要な項目について医師による健康診断を行わなければならない。また、夜間業務に従事する職員の場合には6か月以内ごとに1回の健康診断が必要となる。 なお、1年以上引き続き使用されている者（予定を含む。）で、就労時間数が通常の就労者の4分の3以上の者についても同様に行うこと。 また、労働者が常時50人以上の施設においては、労働者に対し、心理的な負担の程度を把握するための検査を行うこと。 2 常時使用する労働者が50人以上の園は、健康診断結果報告書を労働基準監督署に提出しなければならない。	1 職員の健康診断を適切に実施しているか。 2 結果の記録を作成・保存しているか。 1 （職員が常時50人以上の場合）健康診断結果報告書を労働基準監督署に提出しているか。	(1) 学校保健安全法第15条、第16条 (2) 学校保健安全法施行規則第12条～第17条 (3) 労働安全衛生法第66条、第66条の10 (4) 労働安全衛生規則第43条～第45条、第52条の9～21 (5) 基発0130第1号通知11(4)ト (1) 労働安全衛生規則第52条	(1) 健康診断が未実施である。 (2) 健康診断の未受診者がいる。 (3) 健康診断の実施方法が不適切である。 (4) 健康診断の実施時期が不適切である。 (1) 健康診断実施記録の整備が不十分である。 (1) 健康診断結果報告書を労働基準監督署に提出していない。	C B B B B B

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
7 園長の責務等 (1) 職員会議	1 園には、園長の職務の円滑な遂行に資するため、職員会議を置くことができる。円滑な園運営のためには、職員会議等を通じて職員間の連携を十分図ることが重要である。 園長は、議事に応じて適切な職員を招集して、園の運営方針及びその内容等を十分協議すること。なお、職員会議の内容については記録を作成し欠席者に周知等、職員間の共通理解を図ること。	1 職員会議は適切に開催しているか。	(1) 学校教育法施行規則第39条、第48条	(1) 職員会議の開催方法等が不適切である。	B
8 施設及び設備等 (1) 施設及び設備等の状況	1 幼稚園の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。 また、園舎及び運動場は同一敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とし、以下の面積基準を満たさなければならない。 園舎 (1) 学級 180㎡以上 (2) 2学級以上 320㎡+(学級数-2)×100㎡以上 運動場 (1) 2学級以下 330㎡+30×(学級数-1)㎡以上 (2) 3学級以上 400㎡+80×(学級数-3)㎡以上 2 園舎は2階建以下を原則とし、園舎を2階建とする場合及び特別の事情があるため園舎を3階以上とする場合にあっては、保育室、遊戯室及び便所の施設は、1階に置かなければならない。ただし、園舎が耐火建築物で、幼児の待避上必要な施設を備えるものはこれらの施設を2階に置くことができる。 また、園舎及び運動場は同一敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とし、以下の面積基準を満たさなければならない。 園舎 (1) 学級 180㎡以上 (2) 2学級以上 320㎡+(学級数-2)×100㎡以上 運動場 (1) 2学級以下 330㎡+30×(学級数-1)㎡以上 (2) 3学級以上 400㎡+80×(学級数-3)㎡以上 3 幼稚園には、次の施設及び設備を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。 ① 職員室 ② 保育室（保育室の数は、学級数を下ってはならない） ③ 遊戯室 ④ 保健室 ⑤ 便所 ⑥ 飲料水用設備、手洗用設備、足洗用設備（飲料水用設備は、手洗用又は足洗用設備と区別すること。また、飲料水の水質は、衛生上無害であることが証明されたものでなければならない。） 上記設備のほか、⑦ 放送聴取設備、⑧ 映写設備、⑨ 水遊び場、⑩ 幼児清浄用設備、⑪ 給食施設、⑫ 図書室、⑬ 会議室を備えるよう努めなければならない。 また、特別な事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。	1 施設及び設備は基準を満たしているか。 2 施設及び設備の認可内容と現状に相違がないか。 3 施設及び設備に危険な箇所はないか。 1 保育室や遊戯室、便所の施設の設置は1階に置かれているか。園舎が2階以上の建物であり2階以上に施設を置いている場合、その建物は耐火建築物か。 2 園舎及び運動場の基準面積が確保されているか。 1 必要な施設及び設備が備えられているか。	(1) 幼稚園設置基準第7条～第12条 (1) 学校教育法施行令第27条の2 (1) 幼稚園設置基準第8条 (1) 幼稚園設置基準第9条、第11条、第12条	(1) 施設及び設備が基準を満たしていない。 (1) 施設及び設備の認可内容と現状に著しい相違がある。 (2) 認可内容と現状に相違がある。 (1) 施設及び設備に危険な箇所がある。 (2) 施設及び設備にやや危険な箇所がある。 (1) 保育室や遊戯室、便所の設置場所が不適切である。 (1) 園舎及び運動場の基準面積が不足している。 (1) 必要な施設及び設備（左記の①～⑥）が備えられていない。	C C B C B C C C

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 環境衛生	1 幼稚園の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。 2 幼稚園は、他の法令に基づくもののほか、毎年度定期又は臨時に、学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査を行わなければならない。 なお、学校環境衛生基準に照らし、適正を欠く事項がある場合は、改善のために必要な措置を講じること。 また、環境衛生検査のほか、日常的な点検を行い、環境衛生の維持又は改善を図らなければならない。 3 飲用に供する水については、法令に基づく検査等、衛生上必要な措置を講じなければならない。 (1) 専用水道(地下水・井戸水を100人又は一日最大20㎡を超えて供給する場合)の設置者は、定期及び臨時の水質検査を行わなければならない。 (2) 簡易専用水道(受水槽の有効容量の合計が10㎡を超える場合)は、指定検査機関による水質検査及び貯水槽の清掃を毎年1回以上実施しなければならない。 (3) 化槽を使用している場合、指定検査機関等による放流水の水質検査、浄化槽の保守点検及び清掃を毎年1回行うこと。	1 施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は適切か。 2 保育室、便所等の設備は清潔か。 1 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査を適切に実施しているか。 1 飲用に供する水について、水質検査、衛生管理等を適切に行っているか。	(1) 学校保健安全法第4条、第6条 (1) 幼稚園設置基準第7条、第10条 (1) 学校保健安全法第5条、第6条 (2) 学校保健安全法施行規則第1条、第2条 (3) 学校環境衛生基準 (1) 水道法第20条、第34条、第34条の2 (2) 水道法施行令第1条、第2条 (3) 水道法施行規則第15条、第54条～第56条 (4) 浄化槽法第10条、第11条 (1) 消防法第8条 (2) 消防法施行令第3条 (3) 消防法施行規則第3条の2 (1) 消防法施行令第3条の2	(1) 採光、換気等が悪い。 (1) 衛生上、著しく問題がある。 (2) 衛生管理が不十分である。 (1) 環境衛生検査を適切に実施していない。 (2) 環境衛生検査の実施方法が不適切である。 (3) 改善のために必要な措置を講じていない。 (1) 水質検査等を適切に実施していない。 (1) 防火管理者を選任していない。 (2) 防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる者を選任していない。 (3) 防火管理者の届出をしていない。 (1) 防火管理者としての業務が適正に行われていない。	C C B C B B B B B B B
9 災害対策の状況 (1) 管理体制（防火管理者）	1 防火管理者は、防火対象物の位置、構造及び設備の状況並びにその使用状況に応じ、おおむね次の事項について当該防火対象物の管理について権限を有する者の指示を受けて消防計画を作成することとされている。 2 防火管理者は、防火対象物の位置、構造及び設備の状況並びにその使用状況に応じ、おおむね次の事項について当該防火対象物の管理について権限を有する者の指示を受けて消防計画を作成することとされている。	1 管理者又は監督的地位にあるものを防火管理者に選任し、届け出ているか。 1 防火管理者としての業務が適正に行われているか。	(1) 消防法第8条 (2) 消防法施行令第3条 (3) 消防法施行規則第3条の2	(1) 防火管理者を選任していない。 (2) 防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる者を選任していない。 (3) 防火管理者の届出をしていない。	B B B B

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(1) 管理体制（防火管理者）	(1) 選任(解任)・届出 施設においては、防火管理者を選任し、所轄の消防署に遅滞なく届け出なければならない(消防法第8条)。 (2) 資格 消防法施行令第3条に規定する資格が必要である。 (3) 業務 防火管理者は、防火管理上必要業務を誠実に遂行するとともに、消防用設備等の点検及び設備、又は適切な防火管理上の指示を与えなければならない。 〈業務内容〉 ① 消防計画の作成 ② 消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施 ③ 消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備 ④ 火気の使用又は取扱いに関する監督 ⑤ 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 ⑥ 収容人員の管理 ⑦ その他防火管理上必要な業務				
(2) 消防計画等	1 園は、非常災害時における利用者、職員の安全確保を図るために、その基本となる具体的計画として、消防計画を作成し、所轄の消防署に届け出る必要がある。 なお、消防計画の内容は、消防法令等に定める項目を満たすこと。 2 計画策定者は防火管理者であり、消防署に届け出なければならない。 3 事業者は、都及び区が作成する地域防災計画を基準として、事業活動に関して震災を防止するための事業所単位の防災計画を作成しなければならない。 防災管理者を選任している事業所の場合は、消防計画に、事業所防災計画に規定すべき事項を定めること。 4 葛飾区地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し、葛飾区に報告しなければならない。	1 消防計画を適切に作成しているか。 1 消防計画を所轄消防署に届け出ているか。 1 事業所防災計画を作成しているか。 1 避難確保計画を作成し、葛飾区に報告しているか。	(1) 消防法第8条 (2) 消防法施行令第3条の2 (3) 消防法施行規則第3条 (1) 消防法施行規則第3条 (1) 震災対策条例第10条 (2) 帰宅困難者対策条例 (3) 消防庁告示第2号 (1) 水防法第15条の3第1項、第2項 (2) 土砂災害防止法第8条の2第1項、第2項	(1) 消防計画を作成していない。 (2) 消防計画の内容に不備がある。 (1) 消防計画を届出していない。 (2) 変更の届出をしていない。 (1) 事業所防災計画を作成していない。 (2) 事業所防災計画の内容に不備がある。 (1) 避難確保計画を作成していない。 (2) 葛飾区に報告していない。	C B C B B
(3) 防災訓練等	1 園は、非常災害に対する避難訓練及び消火訓練のそれぞれについて、少なくとも年2回以上実施しなければならない(図上訓練は含まない)。 ・消防計画に沿った訓練を行うこと。 ・地震想定訓練を行うこと。 ・避難行動、初期消火行動を伴う実地訓練とすること。 ・消防要請を想定した通報訓練を実施すること。また、救命要請を想定した通報訓練を実施することが望ましい。 ・少なくとも年1回は引取訓練を行うよう努めること。この場合、降園時間などを活用して保護者の負担をできるかぎり少なくするよう配慮すること。 ・非常災害に対する避難訓練とは別に、不審者対応訓練を行うよう努めること。	1 避難訓練及び消火訓練等を適切に実施しているか。	(1) 消防法施行令第3条の2第2項 (2) 消防法第8条 (3) 消防法施行規則第3条第10項	(1) 避難訓練及び消火訓練を適切に実施していない。 (2) 地震想定訓練を実施していない。 (3) 実施方法が不適切である。 (4) 消防要請を想定した通報訓練を実施していない。	B B B B

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(3) 防災訓練等	2 訓練を実施した際には、訓練結果を記録し、整備しておかなければならない。 なお、次回訓練等の参考とするため、訓練目標、災害種別、訓練方法及びその状況、所要時間、講評等について、できるだけ詳細に記録することが望ましい。 3 葛飾区地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画で定めるところにより、避難訓練を実施し、その結果を葛飾区に報告しなければならない。	1 訓練結果の記録を整備しているか。 1 避難確保計画で定めるところにより、避難訓練を実施し、葛飾区に報告しているか。	(1) 消防法施行規則第4条の2の4第2項 (2) 火災予防条例第55条の4第2項 (1) 水防法第15条の3第5項 (2) 土砂災害防止法第8条の2第5項	(1) 訓練記録が整備されていない。 (2) 訓練記録が不十分である。 (1) 避難確保計画で定めるところにより、避難訓練を実施していない。 (2) 葛飾区に報告していない。	B B B B
(4) 防火対策	園で使用するカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについては、防災処理を施されたものを使用しなければならない。	1 カーテン、絨毯等は防災性能を有しているか。	(1) 消防法第8条の3第1項 (2) 消防法施行令第4条の3 (3) 消防法施行規則第4条の3	(1) カーテン、絨毯等が防災性能を有していない。	C
(5) 保安設備	1 園は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備を設け、これに対する日常的な点検を怠らないようにしなければならない。 〈消防法令による設置〉 (1) 非常警報器具又は非常警報設備 ① 非常警報設備(非常ベル、自動式サイレン、放送設備) 収容人員50人以上の場合(自動火災報知設備の有効範囲内の場合は除く。) ② 非常警報器具(警鐘、手動式サイレン、その他) 収容人員20人以上50人未満の場合(自動火災報知設備又は非常警報設備の有効範囲内の場合は除く。) (2) 消防機関へ通報する設備 ① 自動火災報知機設備 延面積が300㎡以上の防火対象物 ② 消防機関へ通報する火災報知設備 延面積が500㎡以上の防火対象物 ③ 漏電火災報知機 特定の場所を準不燃材以外の材料で造った場合で、延面積が300㎡以上又は契約電気量50Aを超える場合 (3) 避難器具 地階又は2階以上かつ当該階の収容人数が20人以上の場合 2 消防用設備等については、点検及び整備を行い、その結果を年1回消防署長へ報告しなければならない。 ① 機器点検：6か月ごとに1回 ② 総合点検：1年ごとに1回	1 非常災害に際して必要な設備が適切に設けられているか。 2 消防用設備等の自主点検をしているか。 3 点検後の不良箇所を改善しているか。 1 消防用設備等の点検及び報告をしているか。	(1) 消防法施行令第3条の2第2項、第4項、第21条～第25条 (1) 消防法第17条の3の3 (2) 消防法施行規則第31条の6 (3) 消防庁告示第9号 (1) 消防法第4条	(1) 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備を設置していない。 (2) 避難器具を設置していない。 (3) 整備が不十分である。 (1) 消防用設備等の自主点検をしていない。 (1) 不良箇所の改善を行っていない。 (1) 消防用設備等の点検及び報告をしていない。	B B B B B B B
(6) 消防署の立入検査	消防法第4条に基づく消防署の立入検査の結果による指示事項については、施設として速やかに指示事項を改善すること。	1 消防署の立入検査の指示事項について改善しているか。	(1) 消防法第4条	(1) 消防署の立入検査の指示事項に対する改善がされていない。 (2) 消防署の立入検査の指示事項に対する改善が不十分である。	B B

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(7) 安全対策	1 園は、園児の安全の確保を図るため、事故等により園児に生ずる危険を防止し、危険等発生時において適切に対処することができるよう、当該園の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実等、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 また、外部からの不審者等の侵入防止のための措置など不測の事態に備えて必要な対応を図ること。 〈例〉 ・職員の共通理解を図り、役割を明確にし、協力体制をとる。 ・施設設備面の安全確保を図り、点検する。 ・関係機関や地域との連携を図る。 ・送迎バス等一定台数以上の自動車の使用者は、自動車の使用の本拠（事業所等）ごとに、安全運転管理者の選任等を行う。	1 安全対策について、必要な措置を講じているか。	(1) 学校保健安全法第26条 (2) 道路交通法第74条 (3) 道路交通法施行規則第9条の9、10 (4) 幼稚園教育要領第2章2(6)	(1) 安全対策について、必要な措置を講じていない。 (2) 安全対策について、必要な措置が不十分である。	C B
	2 園は、園児の安全の確保を図るため、園の施設及び設備の安全点検、園児に対する安全に関する指導、職員の研修等について学校安全計画を作成し、実施しなければならない。 なお、安全点検については、毎学期1回以上、園児が通常使用する施設及び設備の異常の有無については系統的に行わなければならない。また、設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない。	1 学校安全計画を策定しているか。 2 学校安全計画に基づき、施設及び設備の安全点検を行っているか。 3 園児に対する安全に関する指導、職員の研修等を実施しているか。	(1) 学校保健安全法第27条、第28条 (2) 学校保健安全法施行規則第28条、第29条 (3) 幼稚園教育要領第2章2(6)	(1) 学校安全計画を策定していない。 (1) 施設及び設備の安全点検を実施していない。 (2) 日常的な点検を行っていない。 (1) 園児に対する安全に関する指導をしていない。 (2) 学校安全計画に定める研修を実施していない。	C C B B B
	3 自動車を運行する場合の所在の確認 園は児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の所在の見落としを防止する装置を備え、これを用いて降車の際の所在の確認を行わなければならない。 参考「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」（令和4年12月20日 送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置の仕様に関するガイドラインを検討するワーキンググループ編）	1 「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合している見落とし防止装置が設置されているか。 2 安全装置を用いて降車の際の所在確認を行っているか。	(1) 学校保健安全法施行規則第29条の2 (2) 学校保健安全法施行規則第29条の2第2項 (3) 幼稚園教育要領第2章2(6)	(1) 送迎用バスに見落とし防止装置が設置されていない。 (1) 安全装置を用いて降車の際の所在確認を行っていない。	C C

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
特定教育・保育施設としての基準					
1 確認の変更、変更の届出等	1 特定教育・保育施設の設置者は、利用定員を増加しようとするときは、確認の変更を申請することができる。	1 確認の変更を申請しているか。	(1) 支援法第32条第1項 (2) 支援法施行規則第31条 (3) 葛飾区子ども・子育て支援法施行細則第19条	(1) 利用定員の増加するとき、確認の変更を申請していない。	C
	2 特定教育・保育施設の設置者は、設置者の住所等に変更があったときは、10日以内に、その旨を区へ届け出なければならない。	1 変更の届出をしているか。	(1) 支援法第35条第1項 (2) 支援法施行規則第33条 (3) 葛飾区子ども・子育て支援法施行細則第20条	(1) 変更の届出をしていない。	C
	3 特定教育・保育施設の設置者は、当該利用定員の減少をしようとするときは、その利用定員の減少の日の3月前までに、その旨を区へ届け出なければならない。	1 利用定員の減少の届出をしているか。	(1) 支援法第35条第2項 (2) 支援法施行規則第34条 (3) 葛飾区子ども・子育て支援法施行細則第21条	(1) 利用定員の減少の届出をしていない。	C
2 基本原則（運営）	特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設を利用する子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じなければならない。	1 必要な体制の整備、研修等の措置を講じているか。	(1) 児童虐待防止法第3条 (2) 区特定条例第2条(府令第3条第4項、第21条第3項、第25条) (3) 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止法第7条、第8条、第9条 (4) 4文科教第1806号通知 (5) 児童福祉法第18条の20の4 (6) 子発0327第5号通知	(1) 必要な体制の整備を行っていない。 (2) 必要な措置を講じていない。 (3) 必要な措置が不十分である。	C C B
	事業主は、教育職員を任命し、又は雇用しようとするときは、データベースを活用するとともに、任命又は雇用する教育職員について、当該教育職員が児童生徒性暴力を行ったと史料するときは、速やかにその旨を葛飾区に報告すること。 また、事業主は、関係者との連携を図りつつ、施設における教育職員による児童生徒性暴力等の防止等に取り組むとともに、当該施設に在籍する児童が教育職員による児童生徒性暴力等を受けたと思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処すること。	2 研修の成果を活用しているか。		(1) 研修の成果を活用していない。	B
	(幼稚園型認定こども園のみ) 事業主は、保育士を任命し、又は雇用しようとするときは、データベースを活用するとともに、任命又は雇用する保育士について、当該保育士が児童生徒性暴力を行ったと史料するときは、速やかにその旨を葛飾区に報告すること。 また、事業主は、関係者との連携を図りつつ、施設における保育士による児童生徒性暴力等の防止等に取り組むとともに、当該施設に在籍する児童が保育士による児童生徒性暴力等を受けたと思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処すること。				
3 利用定員に関する基準	1 特定教育・保育施設は、次に掲げる区分に応じ、小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。 ○幼稚園 支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分	1 利用定員は遵守されているか。	(1) 区特定条例第2条(府令第4条第2項、第22条)	(1) 入所児童数の定員超過により、職員、設備、面積等が基準を下回り、その結果施設運営に重大な支障が生じている。	C
	2 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、支援法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。			(2) 入所児童数が利用定員を超え、かつ弾力化の認められる範囲を上回っている。 (3) 定員の見直し等を行っていない。	B B

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
4 運営に関する基準 (1) 内容及び手続の説明及び同意	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、区特定保条例第2条（府令第20条）に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、区特定保条例第2条（府令第13条）の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。	1 重要事項の交付及び説明を行い、教育・保育の提供の開始について、同意を得ているか。	(1) 区特定保条例第2条（府令第5条）	(1) 利用申込者に対し、重要事項説明書を交付し、説明を行っていない。 (2) 教育・保育の提供の開始について、利用申込者の同意を得ていない。	C C
(2) 利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等	特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒否してはならない。	1 教育・保育給付認定保護者からの利用の申込みを拒否していないか。	(1) 支援法第33条第1項 (2) 区特定保条例第2条（府令第6条第1項）	(1) 正当な理由がないにも関わらず、保護者からの利用の申込みを拒否している。	C
(3) 定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考	1 幼稚園は、利用の申込みに係る1号認定子どもの数及び当該施設を現に利用している1号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該施設の1号認定子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。	1 公正な方法で選考しているか。	(1) 支援法第33条第2項 (2) 区特定保条例第2条（府令第6条第2項）	(1) 公正な方法で選考していない。	C
(4) 区が行うあっせんへの協力	特定教育・保育施設は、施設の利用について支援法第42条第1項の規定により区が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	1 選考方法を明示した上で選考を行っているか。	(1) 区特定保条例第2条（府令第6条第4項）	(1) 選考方法をあらかじめ明示した上で選考していない。	C
(5) 受給資格等の確認	1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確認しなければならない。	1 区が行うあっせん・要請に対し協力しているか。	(1) 区特定保条例第2条（府令第7条第1項）	(1) 区が行うあっせん及び要請に対し協力できていない。	C
	2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに教育・保育給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。	1 受給資格等の確認を行っているか。	(1) 区特定保条例第2条（府令第8条）	(1) 支給認定証によって、保育必要量等を確認していない。	B
	3 特定教育・保育施設は、緊急その他やむを得ない理由がある場合を除き、教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。	1 教育・保育給付認定の申請に係る援助を行っているか。	(1) 区特定保条例第2条（府令第9条第1項）	(1) 教育・保育給付認定の申請に係る援助を行っていない。	C
		1 教育・保育給付認定の変更の認定の申請に係る援助を行っているか。	(1) 区特定保条例第2条（府令第9条第2項）	(1) 原則有効期間満了日の30日前までに変更の認定申請が行われるよう援助していない。	C
(6) 評価（自己評価、保護者評価、関係者評価、第三者評価）	1 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	1 自己評価を行い、改善を図っているか。	(1) 区特定保条例第2条（府令第16条第1項）	(1) 自ら提供する特定教育・保育の質の評価を行い、改善を図っていない。 (2) 自己評価の実施、改善が不十分である。	C B

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(6) 評価（自己評価、保護者評価、関係者評価、第三者評価）	2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する教育・保育給付認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。	1 保護者評価、関係者評価、第三者評価を公表し、改善を図るよう努めているか。	(1) 区特定条例第2条(府令第16条第2項)	(1) 定期的に保護者その他特定教育・保育施設の関係者による評価又は外部の者による評価を受け、その結果を公表し、改善を図るよう努めていない。	B
(7) 教育・保育給付認定保護者に関する区への通知	特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区に通知しなければならない。	1 保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区に通知しているか。	(1) 区特定条例第2条(府令第19条)	(1) 保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき、その旨を区に通知していない。	C
(8) 特定教育・保育施設の運営規程	特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 なお、全部又は一部について、別途規定している場合、重ねて規定する必要はなく、別途定めている規程を示せば足りる。 (1) 施設の目的及び運営の方針 (2) 提供する特定教育・保育の内容 (3) 職員の職種、員数及び職務の内容 (4) 特定教育・保育施設の提供を行う日（1号認定子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この（4）において同じ。）及び時間並びに提供を行わない日 (5) 教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払いを求める理由及びその額 (6) 乳児、満三歳に満たない幼児及び満三歳以上の幼児の区分ごとの利用定員 (7) 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項 (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項	1 特定教育・保育施設運営規程を適切に定めているか。	(1) 区特定条例第2条(府令第20条)	(1) 特定教育・保育施設運営規程等を定めていない。 (2) 特定教育・保育施設運営規程の内容が不十分である。	C B
(9) 勤務体制の確保等	1 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対し、適切な保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めなければならない。 2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務を除き、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。 3 特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	1 職員の勤務体制を定めているか。 1 特定教育・保育施設の職員によって、特定教育・保育の提供が行われているか。 1 研修の機会が確保がされているか。	(1) 区特定条例第2条(府令第21条第1項) (1) 区特定条例第2条(府令第21条第3項)	(1) 職員の勤務体制を定めていない。 (1) 特定教育・保育施設の職員によって、特定教育・保育を提供していない。 (1) 研修の機会を確保していない。 (2) 研修の機会が不十分である。	C C C B
(10) 定員の遵守等	特定教育・保育施設は、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、支援法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。	1 利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行っていないか。	(1) 区特定条例第2条(府令第22条)	(1) 利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行っている。	C

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(11) 重要事項の揭示	特定教育・保育施設は、施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。 また、ホームページに掲載するなど、公衆の閲覧に供しなければならない。	1 利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を施設の見やすい場所に掲示しているか。ホームページに掲載するなど公衆の閲覧に供しているか。	(1) 区特定条例第2条(府令第23条)	(1) 利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を施設の見やすい場所に掲示していない。	C
(12) 秘密保持	1 特定教育・保育施設の職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 必要な措置 ・ 規程等の整備 ・ 雇用時の取決め 等 3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。	1 施設は秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じているか。	(1) 区特定条例第2条(府令第27条第1項、第2項)	(1) 公衆の閲覧に供していない。 (1) 秘密保持のために必要な措置を講じていない。 (2) 秘密保持のために必要な措置が不十分である。	B C B
(13) 情報の提供等	1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。 2 特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容が虚偽のもので又は誇大となつてはならない。	1 文書により保護者の同意を得ているか。	(1) 区特定条例第2条(府令第27条第3項)	(1) 文書により保護者の同意を得ていない。	C
(14) 利益供与等の禁止	1 特定教育・保育施設は、利用者支援事業その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（2において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 2 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。	1 特定教育・保育の内容に関する情報提供を行っているか。	(1) 区特定条例第2条(府令第28条第1項)	(1) 利用しようとする保護者に対し、適切に選択できるよう情報の提供を行っていない。	B
(15) 苦情解決	1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族（以下この項目において「教育・保育給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 2 特定教育・保育施設は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。	1 特定教育・保育施設について広告する内容が虚偽又は誇大となっていないか。	(1) 区特定条例第2条(府令第28条第2項)	(1) 施設について広告する内容が虚偽又は誇大となっている。	C
		1 利益供与等は行われていないか。	(1) 区特定条例第2条(府令第29条第1項)	(1) 小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与している。	C
		1 利益収受等は行われていないか。	(1) 区特定条例第2条(府令第29条第2項)	(1) 小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受している。	C
		1 苦情解決の窓口の設置等必要な措置を講じているか。	(1) 区特定条例第2条(府令第30条第1項)	(1) 苦情を受け付けるための窓口設置等必要な措置を講じていない。	C
		1 苦情内容等を記録しているか。	(1) 区特定条例第2条(府令第30条第2項、第34条第2項第4号)	(2) 苦情を受け付けるための窓口設置等必要な措置が不十分である。	B
				(1) 苦情について、その内容等を記録していない。	C

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(15) 苦情解決	3 特定教育・保育施設は、特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して区が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 4 特定教育・保育施設は、支援法第14条第1項の規定により区が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該区の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して区が行う調査に協力するとともに、区から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 5 特定教育・保育施設は、区からの求めがあった場合には、4の改善の内容を当該区に報告しなければならない。	1 区が実施する事業へ協力しているか。 1 区への協力とともに、指導又は助言に従い改善を行っているか。 1 改善の内容を当該区へ報告しているか。	(1) 区特定条例第2条(府令第30条第3項) (1) 区特定条例第2条(府令第30条第4項) (1) 区特定条例第2条(府令第30条第5項)	(1) 苦情に関して区が実施する事業に協力していない。 (1) 区への報告・提出・提示の命令、質問若しくは検査に応じない。 (2) 区の指導又は助言に従って必要な改善を行っていない。 (1) 区が求めた事項に関する改善内容を区に報告していない。	B C C C
(16) 地域との連携等	特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。	1 地域との交流に努めているか。	(1) 区特定条例第2条(府令第31条)	(1) 地域との交流に努めていない。	B
(17) 電磁的記録等	1 特定教育・保育施設は記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、区条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。 2 特定教育・保育施設は区特定条例の規定による書面等の交付又は提出について、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて区特定条例第2条(府令第53条第4項)で定めるところにより利用申込者の承諾を得なければならない。 (1) 電磁的方法のうち施設が使用するもの (2) ファイルへの記録の方法 3 2の承諾を得た特定教育・保育施設は、利用申込者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申し出があったときは、当該利用申込者に対し、1に規定する記載事項の提供方法を電磁的方法によってしてはならない。ただし当該利用申込者が再び2の規定による承諾をした場合はこの限りでない。 ※1～3は区条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。（区特定条例第2条(府令第62条第6項)）	1 電磁的方法及び内容について、文書又は電磁的方法で同意を得ているか。 1 文書にて書面等の交付及び説明を行っているか。	(1) 区特定条例第2条(府令第62条第1項) (1) 区特定条例第2条(府令第62条第2項～第4項) (1) 区特定条例第2条(府令第62条第5項)	(1) 電磁的方法の種類及び内容を利用申込者に示し、文書又は電磁的方法による承諾を得ていない。 (1) 電磁的方法による提供を受けない旨の申し出があったにも関わらず重要事項を電磁的方法により提供している。	C C

教 育 内 容 編

[凡 例]

※ 以下の関係法令、通知を略称して次のように表記する。

No.	関 係 法 令 ・ 通 知	略 称
1	「学校教育法」(昭和22年法律第26号)	学校教育法
2	「学校教育法施行規則」(昭和22年文部省令第11号)	学校教育法施行規則
3	「学校保健安全法」(昭和33年法律第56号)	学校保健安全法
4	「学校保健安全法施行規則」(昭和33年文部省令第18号)	学校保健安全法施行規則
5	「児童福祉法」(昭和22年法律第164号)	児童福祉法
6	「児童虐待の防止等に関する法律」(平成12年法律第82号)	児童虐待防止法
7	「労働安全衛生規則」(昭和47年労働省令第32号)	労働安全衛生規則
8	「幼稚園設置基準」(昭和31年文部省令第32号)	幼稚園設置基準
9	「健康増進法」(平成14年法律第103号)	健康増進法
10	「食育基本法」(平成17年法律第63号)	食育基本法
11	「食品衛生法」(昭和22年法律233号)	食品衛生法
12	「食品衛生法施行規則」(昭和23年厚生省令第23号)	食品衛生法施行規則
13	「食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う集団給食施設の取扱いについて」(令和2年8月5日薬生食監発0805第3号)	薬生食監発0805第3号通知
14	「幼稚園教育要領」(平成29年文部科学省告示第62号)	幼稚園教育要領

No.	関 係 法 令 ・ 通 知	略 称
15	「学校給食の実施について」（昭和31年6月5日文管学第219号通知）	文管学第219号通知
16	「幼稚園における給食の実施について」（昭和36年3月31日文体給第82号通知）	文体給第82号通知
17	「幼稚園における給食の適切な実施について」（平成25年1月30日24ス学健第18号通知）	24ス学健第18号通知
18	「幼稚園における食育の推進について」（平成19年1月17日18初幼教第9号通知）	18初幼教第9号通知
19	「学校給食における食物アレルギー対応指針」（平成27年文部科学省）	学校給食における食物アレルギー対応指針
20	「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」	学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン
21	「「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」について」（平成20年6月4日20文科ス第339号通知）	20文科ス第339号通知
22	「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和7年3月21日こ成安第44号6教参学第51号通知）	こ成安第44号通知
23	「特定教育・保育施設等における事故の報告について」（令和7年3月31日6福祉子保第5646号通知）	6福祉子保第5646号通知
24	「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）	支援法
25	「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号）	府令
26	「葛飾区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例」（平成26年条例第22号）	区特定保条例
27	「幼稚園及び特別支援学校幼稚部における指導要録の改善について」（平成30年3月30日29文科初第1814号通知）	29文科初第1814号通知
28	「健康増進法施行細則」（平成15年東京都規則第153号）	健康増進法施行細則
29	「中小規模調理施設における衛生管理の徹底について」（平成9年衛食第201号）	衛食第201号

No.	関 係 法 令 ・ 通 知	略 称
30	「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」（平成31年東京都条例第50号）	東京都子供への虐待の防止等に関する条例
31	「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」（平成31年2月28日府子本第189号・30文科初1616号・子発0228第2号・障発0228第2号通知）	子発0228第2号通知
32	「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成31年2月28日府子本第190号・30文科発1618号・子発0228第3号・障発0228第3号通知）	子発0228第3号通知
33	「学校保健安全法施行令」（昭和33年政令第174号）	学校保健安全法施行令
34	「教育・保育施設等におけるプール活動、水遊びを行う場合の事故防止について（通知）」（令和2年6月12日府子本第659号、2 初幼教第10号、子少発0612第1号、子保発0612第1号通知）	府子本第659号通知
35	「学校保健安全法施行規則の一部改正について（通知）」（令和4年12月28日4文科教第1309号通知）	4文科教第1309号通知
36	「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針について」（令和5年3月27日子発0327第5号）	子発0327第5号通知

目 次

1	教育の状況	
(1)	教育課程の役割と編成等	1
(2)	小学校教育との円滑な接続	1
(3)	全体的な計画の作成	1
(4)	指導計画の作成	1
(5)	障がいのある幼児などへの指導	2
(6)	指導計画の評価及び改善	2
(7)	教育課程に係る教育時間終了後等に行う教育活動などの留意事項	2
(8)	虐待等の行為	2
(9)	家庭との連携	2
(10)	教育の体制	2
(11)	備えるべき表簿	3
2	食事の状況	
(1)	食に関する指導計画	3
(2)	幼児の状況に応じた配慮	4
(3)	食中毒対策等	4
(4)	常備する諸帳簿等	5
(5)	営業の届出等	5
3	健康・安全の状況	
(1)	保健計画	5
(2)	園児の健康診断	6

(3)	健康状態等の把握	6
(4)	虐待等への対応	6
(5)	感染症の予防	7
(6)	安全対策の状況	7

特定教育・保育施設としての基準

1	基本原則	1 0
2	教育に関する基準	
(1)	子どもの心身の状況の把握と保護者との連絡状況	1 0
(2)	小学校等との連携	1 0
(3)	特定教育の提供の記録	1 0
(4)	幼稚園教育要領に基づいた教育の提供	1 0
(5)	教育内容の自己評価	1 1
(6)	相談及び援助	1 1
(7)	教育提供困難時の対応	1 1
(8)	緊急時等の対応	1 1
(9)	差別の禁止	1 1
(10)	虐待等の禁止	1 1
(11)	事故発生の防止及び発生時の対応	1 1
(12)	提供する教育・保育の記録	1 2

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
1 教育の状況	教育の状況については、「幼稚園教育要領」を評定の基準とする。 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園教育は、学校教育法に規定する目的及び目標を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする。 幼児の生活全体が豊かなものとなるよう家庭や地域における幼児期の教育の支援を努めること。なお、家庭との連携にあたっては、保護者との情報交換の機会を設けたり、保護者と幼児との活動の機会を設けたりすることなどを通じて、保護者の幼児期の教育に関する理解が深まるよう配慮するものとする。		(1) 幼稚園教育要領 (2) 区特定保条例第2条（府令第15条第1項第3号）		
(1) 教育課程の役割と編成等	各幼稚園においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びに幼稚園教育要領の示すところに従い、創意工夫を生かし、幼児の心身の発達と幼稚園及び地域の実態に即応した教育課程を編成するものとする。 なお、教育課程の編成に当たっては、幼稚園教育において育みたい資質・能力を踏まえつつ、各幼稚園の教育目標を明確にするとともに、教育課程の編成についての基本的な方針が家庭や地域とも共有されるよう努めるものとする。	1 教育課程を編成しているか。 2 教育課程の編成についての基本的な方針を家庭や地域と共有するよう努めているか。	(1) 幼稚園教育要領第1章第3 (2) 区特定保条例第2条（府令第15条第1項第3号）	(1) 教育課程を編成していない。 (2) 教育課程の編成についての基本的な方針を家庭や地域と共有するよう努めていない。	C B
(2) 小学校教育との円滑な接続	幼稚園においては、幼稚園教育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにするものとする。 幼稚園教育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めるものとする。	1 小学校教育との円滑な接続に向けての取組を行っているか。	(1) 幼稚園教育要領第1章第3-5、第6-3	(1) 小学校教育との円滑な接続に向けての取組を行っていない。	B
(3) 全体的な計画の作成	各幼稚園においては、教育課程を中心に、教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動の計画、学校保健計画、学校安全計画などとを関連させ、一体的に教育活動が展開されるよう全体的な計画を作成するものとする。	1 全体的な計画を作成しているか。	(1) 幼稚園教育要領第1章第3-6	(1) 全体的な計画を作成していない。	C
(4) 指導計画の作成	指導計画の作成に当たっては、教育課程に基づき、長期的に発達を見通した年、学期、月などにわたる長期の指導計画やこれとの関連を保ちながらより具体的な幼児の生活に即した週、日などの短期の指導計画を作成し、適切な指導が行われるようにすること。	1 長期の指導計画があるか。（年度計画や月案など） 2 短期の指導計画があるか。（週案や日案など）	(1) 幼稚園教育要領第1章第4 (2) 区特定保条例第2条（府令第15条第1項第3号）	(1) 長期の指導計画がない。 (2) 短期の指導計画がない。	C C

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(5) 障害のある幼児などへの指導	障害のある幼児などへの指導に当たっては、集団の中で生活することを通じて全体的な発達を即していくことに配慮し、特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ、個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。 また、家庭、地域及び医療や福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で幼児への教育支援を行うために、個別的教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、個々の幼児の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。	1 障害のある幼児などへの指導について、個々の幼児の実態を把握、対応し、個別の指導計画を作成に努めているか。	(1) 幼稚園教育要領第1章第5 (2) 区特定保条例第2条（府令第15条第1項第3号）	(1) 障害のある幼児などへの指導及び、指導計画の作成に努めていない。 (2) 障害のある幼児などへの指導について、家庭や関係機関との連携に努めていない。	B B
(6) 指導計画の評価及び改善	幼児の実態及び園児を取り巻く状況の変化等に即して指導の過程について評価を適切に行い、常に指導計画の改善を図るものとする。	1 指導の過程についての評価を適切に行い、指導計画の改善を図っているか。	(1) 幼稚園教育要領第1章第4-2 (2) ウ	(1) 指導の過程についての評価を適切に行い、指導計画の改善が図られていない。	B
(7) 教育課程に係る教育時間終了後等に行う教育活動などの留意事項	地域の実態や保護者の要請により、教育課程に係る教育時間の終了後等に希望する者を対象に行う教育活動については、幼児の心身の負担に配慮し、計画を作成するようにすること。その際、地域の人々と連携するなど、地域の様々な資源を活用しつつ、多様な経験ができるようにすること。	1 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動の計画を作成しているか。	(1) 幼稚園教育要領第3章1	(1) 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動の計画を作成していない。	C
(8) 虐待等の行為	幼稚園の職員は、児童虐待その他児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。「児童虐待」とは、次に掲げる行為をいう。 ① 園児の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 ② 園児にわいせつな行為をすること。又は園児にわいせつな行為をさせること。 ③ 園児の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の園児による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。 ④ 園児に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の園児に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	1 園児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。	(1) 児童虐待防止法第2条、第3条 (2) 区特定保条例第2条（府令第25条） (3) 子発0327第5号通知	(1) 職員が園児の心身に有害な影響を与える行為をしている。	C
(9) 家庭との連携	保護者との情報交換の機会を設けたり、保護者と幼児との活動の機会を設けたりなどすることを通じて、保護者の幼児期の教育に関する理解が深まるよう配慮するものとする。	1 保護者との連携は適切に行われているか。	(1) 幼稚園教育要領第1章第6-2	(1) 保護者との連絡体制ができていない。	C
(10) 教育の体制 ア 教育を行う期間等	幼稚園の毎学年の教育課程に係る教育週数は、特別に事情のある場合を除き、39週を下ってはならない。 また、1日の教育課程に係る教育時間は、4時間を標準とすること。ただし、幼児の心身の発達の程度や季節などに適切に配慮するものとする。	1 39週の教育週数を確保しているか。 2 4時間の教育時間を確保しているか。	(1) 学校教育法施行規則第37条 (2) 幼稚園教育要領第1章第3-3(2)、(3) (3) 区特定保条例第2条（府令第15条第1項第3号）	(1) 正当な理由なく教育週数が39週を下っている。 (1) 正当な理由なく教育時間が4時間を下っている。	C C

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
イ 学級編成	1学級の幼児数は35人以下を原則とする。	1 1学級の幼児数は、35人以下となっているか。	(1) 幼稚園設置基準第3条	(1) 1学級の幼児数が35人以下となっていない。	C
ウ 園具及び教具	幼稚園には、学級数及び幼児数に応じ、教育上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。	1 必要な種類及び数の園具及び教具を備えているか。	(1) 幼稚園設置基準第10条	(1) 必要な種類及び数の園具及び教具を備えていない。	C
(11) 備えるべき表簿 ア 出席簿	園長は、在学する園児について出席簿を作成しなければならない。	1 出席簿を作成しているか。	(1) 学校教育法施行規則第25条	(1) 出席簿を作成していない。	C
イ 指導要録	1 園長は、その園に在籍する園児の指導要録を作成しなければならない。	1 指導要録を作成しているか。	(1) 学校教育法施行規則第24条第1項、第28条4号 (2) 29文科初第1814号通知	(1) 指導要録を作成していない。	C
	2 園長は、園児が進学した場合においては、その作成に係る当該園児の指導要録の抄本又は写しを作成し、これを進学先の校長に送付しなければならない。園児が転園した場合においては、その作成に係る当該園児の指導要録の写しを作成し、その写し（転園してきた園児については転園により送付を受けた指導要録の写しを含む。）を転園先の幼稚園の園長、保育所の長又は認定こども園の長に送付しなければならない。	2 園児が進学又は転園した場合に、指導要録抄本又は写しを進学先又は転園先に送付しているか。	(1) 学校教育法施行規則第24条第2項、第3項 (2) 29文科初第1814号通知	(1) 園児が進学又は転園した場合に、指導要録抄本又は写しを進学先又は転園先に送付していない。	C
ウ その他の表簿	1 園には、日課表を備えなければならない。 2 園には、図書機械器具、標本、模型等の教具の目録を備えなければならない。	1 その他の必要な表簿を備えているか。	(1) 学校教育法施行規則第28条	(1) 必要な表簿を作成していない。	C
エ 表簿の保存	幼稚園において備えなければならない表簿は、5年間保存しなければならない。ただし、指導要録及びその写しのうち入園、卒園等の学籍に関する記録については、その保存期間は、20年間とする。	1 備えるべき表簿を適切に保管しているか。	(1) 学校教育法施行規則第28条第2項	(1) 備えるべき表簿を適切に保管していない。	C
2 食事の状況	子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進すること。		(1) 食育基本法		
(1) 食に関する指導計画	幼児の健全な食生活の実践を通じて心身の健康が図られるよう、幼稚園における食育を推進するための食に関する指導計画を作成すること。	1 食に関する指導計画が作成されているか。	(1) 食育基本法第5条、第11条第1項、第20条 (2) 18初幼教第9号通知	(1) 食に関する指導計画が作成されていない。	B

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 幼児の状況に応じた配慮	健康な心と体を育てるためには食事を通じた望ましい食習慣の形成が大切であることを踏まえ、幼児の食生活の実情に配慮し、和やかな雰囲気の中で教師や他の幼児と食べる喜びや楽しさを味わったり、様々な食べ物への興味や関心をもったりするなどし、食の大切さに気づき、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。 なお、食物アレルギー等への対応が必要な幼児については、保護者と十分に連携を図ること。 アレルギー疾患を有する園児に対応する場合は医師の診断及び指示に基づき適切な対応を行うこと。	1 幼児の食生活の実情に配慮した食事を提供しているか。 2 幼児と会食することによって保育の徹底を図っているか。 3 幼児の食物アレルギーに配慮した食事の提供を行っているか。 4 生活管理指導表により、保護者と情報の共有をしているか。	(1) 幼稚園教育要領第2章健康3(4) (2) 文体給第82号通知 (3) 24ス学健第18号 (4) 18初幼教第9号通知 (5) 学校給食における食物アレルギー対応指針 (6) 学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン (7) 20文科ス第339号通知	(1) 幼児の食生活の実情に配慮した食事を提供していない。 (1) 幼児と会食することによって保育の徹底を図っていない。 (1) 食物アレルギー対策を適切に行っていない。 (2) 食物アレルギー対策が不十分である。	C B C B
(3) 食中毒対策等	食中毒予防の徹底を図るため、中小規模調理施設においても「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成9年3月24日衛食第85号別添）の趣旨を踏まえた衛生管理の徹底を図ることが望ましい。 1 食事の提供で最も留意しなければならないことは、衛生上の安全対策であり、調理を行う者については、施設における衛生管理及び食中毒予防を徹底しなければならない。 ○定期的に検便を実施すること。 ※月1回以上実施すること。 ○雇入れの際及び調理業務の配置換えの際の検便を適切に実施し、検便結果を確認した上で業務に従事させること。 ○検便の検査結果は、適切に保管すること。 ○毎日作業開始前に、各調理従事者等の健康状態を確認し、その結果を記録することが望ましい。 2 食中毒事故の発生防止については、新鮮な食品の入手、適温管理をはじめ、特に調理、盛り付け時の衛生（なま物はなるべく避け、加熱を十分行う、盛り付けは手で行わない等）には十分留意すること。	1 調理従事者の検便を適切に行っているか。 2 検査結果は適切に保管しているか。 3 調理従事者の健康チェックを毎日行い記録しているか。 1 食中毒事故の発生防止のための措置を講じているか。	(1) 労働安全衛生規則第47条、第51条 (2) 文管学第219号通知 (1) 食品衛生法第51条、第68条 (2) 食品衛生法施行規則第66条の2、第66条の3 (3) 薬生食監発0805号第3号通知	(1) 調理従事者の検便を適切に行っていない。 (1) 検便結果を適切に保管していない。 (1) 調理従事者の健康チェックを行っていない。 (1) 食中毒事故の発生防止のための措置を講じていない。	C B B B

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
	3 腸管出血性大腸菌O157等による食中毒の原因の調査をより円滑かつ確実に実施するため、事業所で提供する全ての食品（既製品を含む。）について、原材料及び調理済食品を食品ごとに50g程度ずつ清潔な容器（ビニール袋等）に密封して入れ、－20℃以下で2週間以上保存することが望ましい。 〈参考〉 「大量調理施設衛生管理マニュアル（平成9年3月24日衛食第85号）」	1 検査用保存食を適切に保存しているか。 2 検査用保存食の保存方法・保存期間が適切か。	(1) 衛食第201号	(1) 検査用保存食を保存していない。 (1) 検査用保存食の保存方法・保存期間等が一部不適切である。	B B
(4) 常備する諸帳簿等	給食を提供する幼稚園では、その適正を期するため給食実施に関し必要な諸帳簿を備えつけておくこと。	1 献立表が適切に作成されているか。 2 食事の提供に関する記録（給食日誌、実施献立等）を作成しているか。	(1) 文管字第219号通知	(1) 献立表を作成していない。 (1) 食事の提供に関する記録を作成していない。	B B
(5) 営業の届出等 ア 営業等の届出	集団給食施設の設置者又は管理者は、食品衛生法に基づく営業の届出（営業届）を、施設の所在地を管轄する保健所等にしなければならない（令和3年6月1日時点で現に稼働している集団給食施設については、令和3年11月30日までに届け出なければならない。） 調理業務を外部事業者に委託する場合は、施設の調理場を使用するか否かにかかわらず、受託事業者は通常の営業と同様に飲食店営業の許可を受ける必要がある。 なお、特定かつ多数の者に対して継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設（以下「特定給食施設」という。）の設置者は、健康増進法に基づく特定給食施設の開始届（給食開始届）を営業の届出とは別に施設の所在地を管轄する保健所等にしなければならない。	1 集団給食施設の開始届（給食開始届）を提出しているか。 2 特定給食施設の開始届（給食開始届）を提出しているか。	(1) 健康増進法第20条 (2) 食品衛生法第57条、第68号 (3) 食品衛生法施行規則第70条 (4) 薬生食監発0805第3号通知	(1) 集団給食施設の営業の届出を提出していない。 (1) 特定給食施設の開始届（給食開始届）を提出していない。	B B
イ 食品衛生責任者の選任	1 集団給食施設の設置者又は管理者は、食品衛生責任者を定めること。食品衛生責任者には、医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、栄養士等のほか、都道府県知事等が行う講習会又は都道府県知事等が適正と認める講習会を受講した者を当てることが可能。	1 食品衛生責任者を選任しているか。	(1) 食品衛生法施行規則第66条の2、別表第17 (2) 薬生食監発0805第3号通知	(1) 食品衛生責任者を選任していない。	B
ウ 栄養管理報告	特定給食施設の管理者は、毎年5月及び11月に実施した給食について、栄養管理報告を行わなければならない。	1 栄養管理報告を行っているか。	(1) 健康増進法施行細則第6条	(1) 栄養管理報告を行っていない（特定給食施設に該当する園のみ。）。	B
3 健康・安全の状況	幼稚園は、健康や安全で幸福な生活のために、必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ることを目標とする。		(1) 学校教育法第23条第1項第1号		
(1) 保健計画	園児の心身の健康の保持増進を図るため、園児の健康診断、環境衛生検査、園児に対する指導その他保健に関する事項について計画を作成し、これを実施しなければならない。	1 保健計画を作成し、一人一人の園児の健康の保持及び増進に努めているか。	(1) 学校保健安全法第5条 (2) 区特定条例第2条（府令第15条第1項第3号）	(1) 保健計画を作成し、一人一人の園児の健康の保持及び増進に努めていない。	B

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(5) 感染症の予防	園長は園内において、感染症にかかっており、又はかかっている疑いがある園児を発見した場合において、必要と認めるときは、学校医に診断させ、出席停止の指示をするほか、消毒その他適当な処置をすること。園の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、園の全部又は一部の休業を行うことができる。感染症により園児の出席停止を行った場合又は園の休業を行った場合には保健所に連絡すること。 また、園内に、感染症のウイルスに汚染し、又は汚染した疑いがある物件があるときは、消毒その他適当な処置をすること。園の附近において、第一種又は第二種の感染症が発生したときは、その状況により適当な清潔方法を行うこと。	1 感染症の予防対策を講じているか。 2 感染症発生時にまん延防止対策・事後対策を適切に講じているか。	(1) 学校保健安全法第18条、第19条、第20条 (2) 学校保健安全法施行令第5条、第6条 (3) 学校保健安全法施行規則第21条	(1) 感染症予防対策を講じていない。 (2) 感染症の予防対策が不十分である。 (1) まん延防止対策、事後対策を講じていない。 (2) まん延防止対策、事後対策が不十分である。 (3) 保健所及び地域の医療機関等との連絡、連携を速やかに行っていない。	C B C B C
(6) 安全対策の状況	1 園の設置者は、園児の安全の確保を図るため、事故等により園児に生ずる危険を防止し、及び危険等発生時において適切に対処することができるよう、園の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めること。 事故防止の取組を行う際には、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、園児の主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。 ・危険な場所、設備等を把握しているか。 ・園外活動時は携帯電話等による連絡体制を確保しているか。 ・園外活動時の迷子、置き去り防止策を行っているか。 ・散歩の経路等について、危険箇所等の点検を行っているか。 ・職員体制が手薄の時は、特に安全に対し注意しているか。 ・プール、水遊びを行う場合は、適切な監視・指導体制の確保と緊急時への備えを徹底しているか。 送迎バスを運行する場合においては、事故防止に努める観点から ・運転を担当する職員の他に子どもの対応ができる職員の同乗を求めることが望ましいこと。 ・子どもの乗車時及び降車時に座席や人数の確認を実施し、その内容を職員間で共有すること等に留意すること。	1 園児の事故防止に配慮しているか。 2 プール活動等を行う場合は、水の外で監視に専念する職員を配置しているか。 3 散歩や園外活動の前後等、人数確認をダブルチェックで行っているか。 4 自動車への乗降車時に、園児の所在を確認しているか。	(1) 区特定保条例第2条（府令第32条第1項） (2) 学校保健安全法第26条 (1) 府子本第659号通知 (1) 4文科教第1309号 (1) 学校保健安全法施行規則第29条の2第1項	(1) 園児の事故防止に配慮していない。 (2) 園児の事故防止に対する配慮が不十分である。 (1) プール活動等の際、監視に専念する職員を配置していない。 (2) プール活動等の際、監視に専念する職員の配置が不十分である。 (1) 散歩や園外活動時、複数職員で人数確認を行っていない。 (1) 自動車への乗降車の際に、園児の所在確認をしていない。 (2) 自動車への乗降車の際に、園児の所在確認が不十分である。	C B C B C C B

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
	〈参考〉 ・「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（内閣府） ・令和元年5月10日付文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課・初等中等教育局幼児教育課・初等中等教育局特別支援教育課事務連絡「幼稚園及び特別支援学校幼稚園の安全管理の徹底について」 ・令和3年8月25日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室・厚生労働省子ども家庭局保育課・文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課・文部科学省初等中等教育局幼児教育課・文部科学省初等中等教育局特別支援教育課・内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）付・内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）付 事務連絡「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚園における安全管理の徹底について」 ・「こどものバス送迎・安全徹底プラン」（令和4年10月12日内閣官房・内閣府・文部科学省・厚生労働省・国土交通省・警察庁） ・「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル」（令和4年10月12日 内閣官房・内閣府・文部科学省・厚生労働省） 2 園児の安全確保を図るため、当該園の実情に応じて危険等発生時において当該園の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた危険等発生時対処要領を作成すること。 園長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずること。 3 事故等により園児に危害が生じた場合において、当該園児及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた園児その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、園の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図るよう努めるものとする。 再発防止等に役立てるため、事故の経過を記録するとともに施設全体で振り返りを行い、速やかに再発防止策を講じること。 保護者へは、緊急時には早急にまた簡潔に要点を伝え、事故原因等については、改めて具体的に説明すること。	1 危険等発生時対処要領を作成しているか。 1 事故が発生した場合に適切に対応しているか。	(1) 学校保健安全法第29条第1項、第2項 (1) 学校保健安全法第29条第3項 (2) 5福保子保第264号通知	(1) 危険等発生時対処要領を作成していない。 (1) 事故発生後の対応を適切に行っていない。 (2) 事故発生後の対応が不十分である。	C C B

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
	4 次に掲げる事故等が発生した場合には葛飾区に報告すること。 ①死亡事故 ②治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病等を伴う重篤な事故等 ③感染症若しくは食中毒の発生又は発生が疑われる状況が生じ、次のア、イ又はウに該当する場合 ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合 イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合 ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に園長が報告を必要と認めた場合 ④迷子、置き去り、連れ去り等が発生し又は発生しかけた場合 ⑤その他、児童の生命または身体被害に係る重大な事故に直結するような事案が発生した場合 事故報告の第1報は原則事故発生当日（遅くとも事故発生の翌日）、第2報は原則1か月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて、追加の報告を行うこと。また、事故発生の要因分析や検証等の結果については、でき次第報告すること。	4 事故が発生した場合に区に速やかに報告しているか。	(1) 区特定保条例第2条（府令第32条第2項） (2) こ成安第44号通知 (3) 6福祉子保第5646号通知	(1) 事故報告が行われていない。 (2) 事故報告が速やかに行われていない。	C B

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
特定教育・保育施設としての基準					
1 基本原則	1 特定教育・保育施設は、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境を等しく確保することを目指し、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育の提供を行わなければならない。 2 特定教育・保育施設を利用する子どもの意思及び人格を尊重して、常に子どもの立場に立って特定教育・保育の提供に努めなければならない。 3 特定教育・保育施設は、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、密接な連携に努めなければならない。	1 良質かつ適切な特定教育・保育の提供を行っているか。 1 人格を尊重し、常に子どもの立場に立つ配慮を行い、特定教育・保育の提供に努めているか。 1 密接な連携を努める手立てを講じているか。	(1) 区特定条例第2条（府令第3条第1項） (1) 支援法第33条第6項 (2) 区特定条例第2条（府令第3条第2項） (1) 支援法第33条第4項 (2) 区特定条例第2条（府令第3条第3項）	(1) 良質かつ適切な特定教育・保育の提供を行っていない。 (1) 人格を尊重し、常に子どもの立場に立った特定教育・保育の提供に努めていない。 (1) 区、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設、その他の学校、保健医療サービスを提供するものとの連携に努めていない。	C C B
2 教育に関する基準 (1) 子どもの心身の状況の把握と保護者との連絡状況	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の施設等の利用状況等の把握に努め、現に特定教育・保育の提供を行っているときに教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該教育・保育給付認定保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	1 入園前の既往歴及び予防接種等の状況を把握しているか。 2 日々の健康状態を観察しているか。 3 必要に応じ、保護者に連絡をしているか。 4 急な病気等への対応を適正に行っているか。	(1) 区特定条例第2条（府令第10条） (2) 区特定条例第2条（府令第18条）	(1) 入園前の既往歴及び予防接種等の状況を把握していない、又は不十分である。 (1) 日々の健康状態を観察していない。 (2) 日々の健康状態の観察が不十分である。 (1) 保護者に連絡をしていない。 (2) 保護者への連絡が不十分である。 (1) 急な病気等への対処を適正に行っていない。	B C B C C
(2) 小学校等との連携	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもについて、小学校における教育又は他の施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。	1 提供する教育の終了にあたり、円滑な接続に資するよう、他の機関との密接な連携に努めているか。	(1) 区特定条例第2条（府令第11条）	(1) 小学校との密接な連携に努めていない。	B
(3) 特定教育・保育の提供の記録	特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容、その他必要な事項を記録しなければならない。	1 特定教育・保育の提供について記録されているか。 2 特定教育・保育の提供についての記録は十分か。	(1) 区特定条例第2条（府令第12条）	(1) 提供の記録について、必要な事項を記録していない。 (2) 提供の記録についての記録内容が不十分である。	C B
(4) 幼稚園教育要領に基づいた教育の提供	特定教育・保育施設は、幼稚園教育要領(幼稚園に限る。)に基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、教育の提供を適切に行わなければならない。	1 施設の区分に応じた適切な教育の提供を行っているか。	(1) 区特定条例第2条(府令第15条第1項第3号)	(1) 幼稚園教育要領に基づき、心身の状況等に応じた適切な教育の提供を行っていない。	C

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(5) 教育内容の自己評価	特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	1 提供する教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	(1) 支援法第33条第5項 (2) 区特定保条例第2条(府令第16条)	(1) 提供する教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図っていない。	B
(6) 相談及び援助	特定教育・保育施設は、常に教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、教育・保育認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。	1 相談及び援助を行っているか。	(1) 区特定保条例第2条(府令第17条)	(1) 教育・保育給付認定子どもの心身の状況、置かれている環境の的確な把握に努めていない。 (2) 教育・保育給付認定子ども又は保護者からの相談に対し、必要な助言その他の援助を行っていない。	C C
(7) 教育提供困難時の対応	特定教育・保育施設は、利用申込者に係る教育・保育給付認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な施設等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。	1 教育の提供が困難な場合適切な措置を速やかに講じているか。	(1) 区特定保条例第2条(府令第6条第5項)	(1) 教育の提供が困難な場合に、他の施設や事業を紹介するなどの適切な措置を速やかに講じていない。	C
(8) 緊急時等の対応	特定教育・保育の提供を行っているときに教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	1 事故防止及び事故発生時の職員の対応について、必要な措置を講じているか。	(1) 区特定保条例第2条(府令第18条)	(1) 体調の急変時その他必要な場合に速やかに保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていない。	C
(9) 差別の禁止	特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	1 差別的な扱いをしていないか。	(1) 区特定保条例第2条(府令第24条)	(1) 国籍、信条、社会的身分、費用負担によって、差別的な扱いをしている。	C
(10) 虐待等の禁止	特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 施設長は、施設内虐待が絶対に起こることのないよう、職員の資質向上、施設運営の透明性の確保等、児童虐待の防止のために必要な措置を講ずること。	1 虐待等の行為は行われていないか。	(1) 児童福祉法第33条の10 (2) 区特定保条例第2条(府令第3条第4項) (3) 区特定保条例第2条(府令第25条) (4) 子発0327第5号通知	(1) 職員が子どもの心身に有害な影響を与える行為を行っている。	C
(11) 事故発生の防止及び発生時の対応	1 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の(1)から(3)に定める措置を講じなければならない。 (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が発生した場合に当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従事者に周知徹底する体制を整備すること。 (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。	1 事故発生時の対応について、必要な措置を講じる体制が整備されているか。	(1) 区特定保条例第2条(府令第32条第1号) (2) 区特定保条例第2条(府令第32条第2号) (3) 区特定保条例第2条(府令第32条第3号)	(1) 事故が発生した場合の対応、規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針が整備されていない。 (2) 事故報告、改善策を周知徹底する体制が整備されていない。 (3) 事故発生防止委員会及び研修が定期的の実施されていない。	C C C

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(12) 提供する教育・保育の記録	2 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに区、当該給付認定子どもの家族等連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。	1 事故発生後の対応について、必要な措置を講じる体制が整備されているか。	(1) 区特定条例第2条(府令第32条第2項)	(1) 事故発生後の対応について、速やかに区、子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる体制が整備されていない。	C
	3 特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。	1 事故の状況、処置について記録されているか。	(1) 区特定条例第2条(府令第32条第3項)	(1) 事故の状況及び処置についての記録がない。	C
	4 特定教育・保育施設は、教育・保育認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	1 損害賠償を速やかに行っているか。 ・損害賠償保険に加入しているか。	(1) 区特定条例第2条(府令第32条第4項)	(1) 損害賠償を速やかに行っていない。 (2) 損害賠償保険に加入していない。	C B
	特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次の(1)から(5)に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。	1 特定教育・保育の提供に関する記録は整備されているか。	(1) 区特定条例第2条(府令第34条第2項)	(1) 特定教育・保育の提供に当たっての計画が整備されていない。	C
	(1) 特定教育・保育の提供に当たっての計画 (2) 特定教育・保育の提供の記録 (3) 区への通知に係る記録 (4) 苦情の内容等の記録 (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録			(2) 特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録を整備していない。 (3) 特定教育・保育の提供に関する記録を5年間保存していない。	C C

編 理 經 計 會

[凡 例]

※ 以下の関係法令、通知を略称して次のように表記する。

No.	関 係 法 令 ・ 通 知	略 称
1	「子ども・子育て支援法」(平成 24 年法律第 65 号)	支援法
2	「葛飾区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」(平成 26 年条例第 22 号)	区特定保条例
3	「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」(平成 26 年内閣府令第 39 号)	府令
4	「「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」の一部改正について」(令和 7 年 4 月 11 日こ成保 295・7 文科初第 233 号通知)	留意事項通知
5	「学校法人会計基準」(昭和 46 年文部省令第 18 号)	学法法人会計基準
6	「私立学校法」(昭和 40 年法律第 270 号)	私立学校法
7	「保育所・幼稚園・認定こども園等における継続的な経営情報の見える化について」(令和 7 年 3 月 31 日付こ成保第 248 号・6 文科初第 2763 号)	こ成保第 248 号通知

目 次

特定教育・保育施設としての基準

1 利用者負担額の基準（会計）

（１）利用者負担の徴収（実費徴収、上乗せ徴収を含む） 1

（２）会計の区分 2

（３）記録の整備 2

2 公定価格に関する基準 2

3 会計経理（学校法人） 2

4 会計経理（学校法人以外） 2

5 経営情報の報告 2

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
1 利用者負担額の基準（会計） (1) 利用者負担額の徴収（実費徴収、上乗せ徴収を含む）	1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る）から当該特定教育・保育に係る支援法に規定する利用者負担の支払を受けなければならない。 2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る区特定条例第2条（府令第13条第2項）に規定する特定教育・保育費用基準額（以下「特定教育・保育費用基準額」という。）の支払を受けなければならない。 3 特定教育・保育施設は、1及び2の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価の支払（以下「上乗せ徴収」という。）を教育・保育給付認定保護者から受ける場合、上乗せ徴収の額は当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定しなければならない。 4 特定教育・保育施設は、1～3の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用の支払（以下「実費徴収」という。）を教育・保育給付認定保護者から受ける場合、実費徴収は次の①から⑤までに掲げる費用のみとしなければならない。 ① 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用 ② 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用 ③ 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用 ア 次に掲げる満1歳以上教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者及びそれらと同一の世帯に属する者に係る区民税所得割合算額が次に定める金額未満であるものに対する副食の提供 ・支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円 イ 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合において、次に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。） ・支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者 ④ 施設に通う際の提供に要する費用 ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの	1 利用者負担額の支払を受けているか。 2 法定代理受領を受けないとき、特定教育・保育費用基準額の支払を受けているか。 3 上乗せ徴収の金額は定められた範囲内で設定されているか。 4 ①から⑤以外の実費徴収を行っているか。	(1) 支援法第27条第3項第2号、第28条第2項第3号 (2) 区特定条例第2条（府令第13条第1項） (1) 区特定条例第2条（府令第13条第2項） (1) 区特定条例第2条（府令第13条第3項） (1) 区特定条例第2条（府令第13条第4項、第36条第3項）	(1) 利用者負担額の支払を受けていない。 (1) 法定代理受領を受けないとき、保護者から特定教育・保育費用基準額の支払を受けていない。 (1) 上乗せ徴収の金額が定められた範囲内で設定されていない。 (1) ①から⑤以外の実費徴収を行っている。	C C C C

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(1) 利用者負担額の徴収（実費徴収、上乗せ徴収を含む）	5 特定教育・保育施設は、1～4の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。 6 特定教育・保育施設は、3及び4の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、4の金銭の支払に係る同意を除き文書による同意を得なければならない。	5 領収証を交付しているか。 6 使途・額・理由について書面で明らかにしているか。 7 上乗せ徴収について文書による同意を得ているか。 8 実費徴収について同意を得ているか。	(1) 区特定条例第2条（府令第13条第5項） (1) 区特定条例第2条（府令第13条第6項）	(1) 費用の支払に対し、領収証を交付していない。 (1) 上乗せ徴収及び実費徴収の使途・額・理由について書面で明らかにしていない。 (1) 上乗せ徴収について保護者から文書による同意を得ていない。 (1) 実費徴収について保護者から同意を得ていない。	C C C C
(2) 会計の区分	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。	1 会計の区分はされているか。	(1) 区特定条例第2条（府令第33条）	(1) 特定教育・保育事業の会計を他の事業会計と区分していない。	C
(3) 記録の整備	特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。	1 会計等の諸記録を整備しているか。	(1) 区特定条例第2条（府令第34条）	(1) 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備していない。	C
2 公定価格に関する基準	特定教育・保育施設は、公定価格の加算（基本加算部分、特定加算部分）が認定された場合は、加算水準を満たす職員等の配置を行わなければならない。	1 公定価格における加算の認定を受けている場合、水準を満たしているか。	(1) 留意事項通知別紙1幼稚園（教育標準時間認定1号）Ⅲ・Ⅵ	(1) 公定価格における加算の認定を受けている場合、加算の水準を満たしていない。	C
3 会計経理（学校法人）					
(1) 会計の原則	園の設置者は、学校法人会計基準によって、会計処理を行い、以下の計算関係書類（収益事業会計にあっては、貸借対照表及び損益計算書）及び財産目録を作成しなければならない。 （計算関係書類） ・貸借対照表 ・事業活動収支計算書 ・資金収支計算書 ・資金収支計算書に基づき作成する活動区分資金収支計算書 ・附属明細書（固定資産明細書、借入金明細書、基本金明細書）	1 学校法人会計基準に従って、会計処理を行い、計算関係書類（収益事業会計にあっては、貸借対照表及び損益計算書）及び財産目録の作成を適切に行っているか。 2 学校法人の経理処理に関することで不適正な事項はないか。	(1) 学法法人会計基準第2条、第16条、第41条	(1) 必要な計算関係書類を作成していない。 (2) 計算関係書類が真実な内容を明瞭に表示していない。 (3) 会計帳簿が正確に作成されていない。 (4) 正当な理由なく、会計処理の原則等を変更している。	C C C C
(2) 会計帳簿	園の設置者は、計算関係書類を作成した時から10年間、当該計算関係書類を保存しなければならない。	1 会計帳簿を適切に整備しているか。	(1) 私立学校法第103条	(1) 学校法人の経理処理に関して重大な問題がある。 (2) 経理処理に関して問題がある。	C B
4 会計経理（学校法人以外）	園の設置者は、自らが所属する法人の会計原則によって、会計処理を行わなければならない。	1 会計の原則に従って、会計処理及び計算関係書類の作成を適切に行っているか。 2 学校法人以外の者の経理処理に関することで不適正な事項はないか。	(1) 各法人会計基準、経理規程	(1) 必要な会計帳簿を整備していない。 (2) 会計帳簿を適切に保存していない。	B C
5 経営情報の報告	特定教育・保育施設は、毎事業年度終了後5月以内に、当該事業年度に係る経営情報を東京都に報告しなければならない。	1 経営情報を東京都に報告しているか。	(1) 支援法第58条 (2) 成保第248号通知	(1) 必要な会計処理を適正に行っていない。 (1) 学校法人以外の者の経理処理に関して重大な問題がある。 (2) 経理処理に関して問題がある。	C C B
				(1) 経営情報を東京都に報告していない。又は報告内容が不十分である。	B